

第 3 2 期協議題

青少年の多様な社会参加を可能にする
包括的・継続的仕掛けづくり
～家庭・学校・地域・行政からできること～

意 見 具 申 書

令和 6 （ 2 0 2 4 ） 年 7 月

川崎市青少年問題協議会

目 次

序章

1 第 32 期の協議題について.....	1
2 副題に込めた思い.....	2
3 これまでの議論の状況と川崎市青少年問題協議会で定めた社会参加の定義.....	3

第 1 章 青少年の現状

1 青少年を取り巻く社会状況.....	7
2 青少年の実態・意識.....	12
3 ロジャー・ハート「参画のはしご」（※資料編参照）から考える、本市の社会参加を促す取組の世代ごとの整理（マトリックス分析）.....	16

第 2 章 本市における青少年の社会参加の促進に向けた課題

1 家庭から見た課題.....	20
2 学校から見た課題.....	22
3 地域から見た課題.....	25
4 行政への課題.....	27

第 3 章 実際に社会参加に関わる青少年と活動を支えるおとなたちの関わり方

1 視察先を選定した過程・理由.....	30
2 NPO 法人高津総合型スポーツクラブ SELF.....	30
3 川崎市立平間小学校.....	32
4 川崎市幸区・横浜磯子区子ども会.....	33
5 川崎市立金程小学校.....	35
6 川崎市立高津高校.....	37
7 視察を通して体感した青少年やそれを支えるおとなたちの姿.....	38

第 4 章 青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的仕掛けづくり （提言）

1 家庭における社会参加の促進に向けた仕掛け.....	40
2 学校における社会参加の促進に向けた仕掛け.....	43
3 地域における社会参加の促進に向けた仕掛け.....	45
4 行政における社会参加の促進に向けた仕掛け.....	47

第 5 章 総括.....

52

資 料

地方青少年問題協議会法.....	59
川崎市青少年問題協議会条例・条例施行規則.....	62
第32期川崎市青少年問題協議会 これまでの協議過程.....	68
第32期川崎市青少年問題協議会 委員名簿.....	69
ロジャー・ハート参画のはしご.....	72

序 章

1 第 32 期の協議題について

川崎市青少年問題協議会は、昭和 33 (1958) 年から設置されている川崎市の附属機関です。これまでに全期にわたり、市長に対して様々な意見具申を行ってきました。

とりわけ第 26 期から第 31 期までは、青少年の社会参加を中心的なテーマに据えて議論を積み重ねてきました。

第 26 期から第 28 期までは、青少年の社会参加を促すための「仕組み」を構築していくために必要な要素として、青少年と地域を繋げる青少年育成地域コーディネーターの配置を提言し、第 29 期では、中高生に焦点を当て、中高生の主体性の獲得や、地域で中高生が多層な世代の人々と触れ合い、交流を図ることのできるような「仕組み」づくりについて、第 30 期では、川崎市の青少年間の横の連携のありようを検証し、青少年の主体的な社会参加を検討してきました。

さらに、前期(第 31 期)では、協議題を「青少年の心のふるさと川崎を目指して～子どもの権利に根差した地域づくり～」と設定し、川崎市が全国の自治体に先駆けて、平成 12 (2000) 年に制定した「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行 20 周年を迎えたことを契機として、改めて「子どもの権利」という視点から青少年の居場所や社会参加の機会づくりについて、検討を行いました。

第 31 期では、子どもの社会参加とは、子どもの権利であると同時に、まずはおとなが生き生きと地域活動に参加していく姿を、子どもに見せていく営為から始めることが大切であるという認識が共有されました。このようなおとなを、子どもにとってのナナメの関係性に位置する社会参加のロールモデルと捉え、このようなおとなに支えられて地域で育つ子どもの内面に、地域への愛着の感情が自ずと育まれていくことを期待しました。そのために、子どもにとってナナメの関係性に位置するおとな(大学生等のサポーターを含める)を育成する必要性を、提言しました。

周知のとおり、子どもの参加については、「川崎市子どもの権利に関する条例」の第 29 条から第 34 条で扱われています。この条文では、子どもの社会参加を促進させるために必要な拠点の整備や、子どもが意見を表明する権利の保障や、自治的な活動を促進させていくための仕組みづくり等に関する行動計画が示されています。

今期の第 32 期は、青少年の社会参加を議論の中心的なテーマに掲げること踏襲し、協議題を「青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的仕掛けづくり～家庭・学校・地域・行政からできること～」と設定しました。

「川崎市子どもの権利に関する条例」を念頭に置きながら、青少年の社会参加を、現状よりももう一步進めるための「仕掛けづくり」はいかにあるべきかを検討しました。

その際に、ロジャー・ハートの「参画のはしご」(※資料編参照)のモデルを参照として、現状の川崎市の青少年を対象とした全事業(以下「青少年事業」という。)における青少年の社会参加の実態分析を試みました。この「参画のはしご」モデルでは、青少年の社会参加の度合いを8段階に分類しており、最も社会参加の度合いが高い形態は、青少年が活動を主導し、さらにおとなを巻き込んでいくような活動とされています。この形態の活動は、青少年の社会参加の到達点であり、私たちが目指すべき方向性を示すものでもあります。

今回は、子どもの社会参加の導入的な事業をはじめ、全ての段階にある事業が不可欠であるという認識の下に、青少年事業を精査する作業を行いました。

こうした、子どもの社会参加だけではなく、おとなの社会参加も必要な視点であるという基本認識は、前期から踏襲するものです。

今期は、協議題に提示したとおり、青少年の社会参加を包括的・継続的に整備していくために、子どもの生活拠点となる場としての学校に着目し、学校と地域の連携および協働の視点から、青少年の社会参加についての「仕掛けづくり」を提言していきます。

2 副題に込めた思い

青少年の社会参加を促進する取組というと、おとなは青少年のために取組を用意する、青少年は其中で興味のある取組を選んで参加する、という主従の関係が前提となる形が一般的であり、青少年がおとなを対等なパートナーとして捉え、巻き込んでいくような取組は非常に稀です。

今期(第32期)の青少年問題協議会では、議論を進める前提として、取組に参加するかどうかを選ぶのは青少年一人一人であるという認識、青少年と関わりを持ち、青少年が取組を選べるよう環境を用意するのはおとなであるという認識を共有した上で、前期における「まず変わるべきはおとなである」というスタンスを継承してきました。

このスタンスを土台としつつ、青少年の社会参加の促進をさらに一步進めるべく、おとながプレーヤーとして属する家庭、学校、地域、行政の4つの分野に焦点を当て、本市における青少年の社会参加の促進に向けた課題を振り返りました。また、社会参加に関わっている青少年と、活動を支えるおとなたちの関わり方を実地に確認しました。

今期の副題「家庭・学校・地域・行政からできること」には、おとなが、4つの分野において具体的にどのような役割を果たすべきかを考えながら、

それぞれの分野のプレーヤーであるおとなが共に連携して継続可能な青少年の社会参加の機会を提供する仕掛けづくりについて、具体的な取組内容（アクション）を提言したいという思いが込められています。

3 これまでの議論の状況と川崎市青少年問題協議会で定めた社会参加の定義

第32期の青少年問題協議会の協議過程（全体会、協議題・調査専門委員会、起草専門委員会）は以下のとおりです。

会議名	開催日程	協議内容
第1回全体会	令和4年10月17日	協議題案の策定、意見具申案の作成のためにそれぞれ専門委員会を設置することを決定し、まずは協議題の検討に向けて、7名の専門委員を選任しました。 また、前期までの振り返りを行い、出席委員から意見を聴取しました。
第1回協議題・調査専門委員会	令和4年11月29日	第1回全体会での意見の振り返りを実施、協議題を検討する前に、自由に意見出しを行いました。
第2回協議題・調査専門委員会	令和5年1月18日	それぞれの委員が立場を生かし、協議題の方向性について意見出しを行いました。最終的に、第3回協議題・調査専門委員会に向け、会議で出たキーワードを列举し、整理した上で、第3回はそれをベースに議論することが決まりました。
第3回協議題・調査専門委員会	令和5年2月28日	前回整理した3つの視点（「過去の検証」、「居場所」、「社会参加」）から協議題案を作成し、それに基づいて議論しました。協議題案が決定し、次回第2回全体会で諮ることとしました。
第2回全体会	令和5年3月28日	協議題・調査専門委員会での議論について報告するとともに、第3

		回協議題・調査専門委員会で決定した協議題案について、出席委員から意見を聴取した上で、最終的に「青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的仕掛けづくり」と決まりました。 また、意見具申案の作成に向けて、5名の専門委員を選任しました。
第1回起草専門委員会	令和5年5月16日	まず、意見具申までの進め方を議論しました。次の第3回全体会までに、必要な視察を行った上で、構成案や目次、協議題の副題を決める形で進めることが方向性として決まりました。その後、視察先の検討を始めましたが、視察先を決める前に、まずは委員全員で子どもの社会参加の定義づけと、対象とする青少年の範囲の2点について、意識合わせをしておく必要があるという結論になりました。 社会参加については、第2回起草専門委員会で議論することとなりました。対象とする青少年の範囲は、幅広く乳幼児から30歳前後のいわゆる子ども・若者調査の対象年齢とした場合、社会参加と考えた時に、乳幼児などは保護者の影響があるため、青少年の主体性と継続的、連続性を考えた上で対象を小学生・中学生・高校生・大学生とすることが決まりました。
第2回起草専門委員会	令和5年6月27日	各委員のバックボーンを生かし、青少年の社会参加について意見を出し合いました。その結果、各委員の意見から昭和54(1979)年の国の青少年問題審議会で示された

		社会参加の3要件「①自発的に役割を遂行、②集団や社会を自分たちのものと認識するようになる、③進んで新たな社会を創造」を軸にすることとしました。また、「自分たちが幸せになる、ウェルビーイング」といった趣旨の文言を加えるという方向性も決まりました。
第3回起草専門委員会	令和5年8月1日	社会参加の定義を踏まえた上で視察先の議論を開始しました。視察先の選定にあたっては、学校教育と社会教育の視点から学校教育は3か所、社会教育は2か所と決めました。視察の結果、様々な団体に所属して活動している若者や子ども、おとなが、そこから得られているウェルビーイングの状態がどのような状態であるのかを知ることができました。
第4回起草専門委員会	令和5年10月31日	視察の結果も踏まえ、意見具申書の構成と協議題の副題について議論を行い、双方について案を整理しました。協議題の副題案は「～家庭・学校・地域・行政からできること～」としました。構成案について議論を重ねる中で、第2章の課題と第4章の仕掛けづくりを家庭・学校・地域・行政の視点から分析・提言していくこととなり、そのスタンスを副題に込めることとしました。
第5回起草専門委員会	令和5年11月28日	
第3回全体会	令和5年12月27日	意見具申書の構成案及び副題案について委員から意見をいただき、今後、起草専門委員が意見具申書を作成していくにあたっての、仕

		掛けづくりのヒントや視点を得ることができました。
第 6 回起草専門委員会	令和 6 年 1 月 30 日	第 3 回全体会の振り返りを実施するとともに、意見具申書の記載内容を議論し、記載内容とスケジュールを確認した上で、執筆者が決まりました。
第 7 回起草専門委員会	令和 6 年 3 月 21 日	第 6 回起草専門委員会の振り返りと今後のスケジュールを確認し、その後、各自が分担執筆した意見具申書の記載内容を共有し、修正部分等を確認しました。
第 8 回起草専門委員会	令和 6 年 4 月 23 日	第 7 回起草専門委員会の振り返りを実施し、意見具申書の記載内容の確認と第 4 回全体会に向けた最終案を確認しました。
第 4 回全体会	令和 6 年 5 月 31 日	意見具申書について、出席した委員から意見を聴取し、最終案の内容が決まりました。

第 32 期青少年問題協議会起草専門委員会で定めた社会参加の定義

これまでの第 26 期から第 31 期までの意見具申で提案してきたことを踏まえ、「まず変わるべきはおとなである」を再認識し、今回の意見具申にあたり、青少年の対象を小学生・中学生・高校生・大学生と決め、社会参加を以下のよう

【社会参加の定義】

「すべての市民が幸せに暮らす川崎市を創造するために、安心安全な居場所や目的を共有した仲間や団体と協働し、自らの意思で自分の役割を果たすことで自身の能力をあらたに発見し、自己有用感を高め、川崎市民としての生きがいを見つける」

第1章 青少年の現状

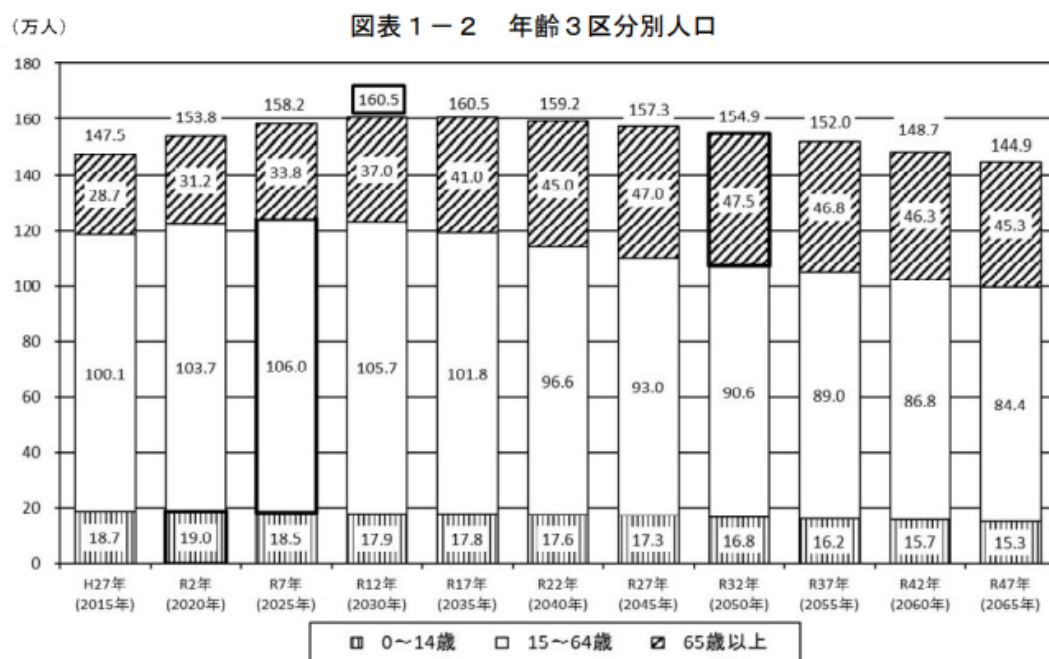
1 青少年を取り巻く社会状況

(1) 人口減少と少子化の進行

既に、国全体は人口減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所による『日本の将来推計人口（令和5年推計）報告書』【図表1】によれば、総人口は令和2（2020）年国勢調査時の1億2,615万人から、50年後には約8,700万人と、約3,900万人（約31.0%）減少する見込みとなっています。

また、合計特殊出生率は前回平成29（2017）年度と比較してさらに低下するものとみられ、将来にわたって少子化が進むことが見込まれています。

令和4（2022）年2月の川崎市の将来人口推計（更新版）によると、令和12（2030）年頃まで人口が増加した後、人口減少に転換する見込みとなっています。



※端数処理を行っているため、合計が合わない場合があります。

【図表1】出典：川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）（令和4（2022）年2月）6ページ

また、「川崎市町丁別年齢別人口統計」【図表2】によれば、3年前と比較して、令和5年12月時点では、0歳～4歳、5歳～9歳の層の年少人口は大きく減少しており、合計特殊出生率も低下傾向にあることから、川崎市においても、少子化が進行している状況にあります。

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳～19歳
令和2年12月末日時点	64,797人	64,883人	63,303人	62,452人
令和5年12月末日時点	56,416人	62,674人	63,357人	63,773人
増減（令和2年度対比）	▲8,381人	▲2,209人	54人	1,321人
減少率（令和2年度対比）	▲12.9%	▲3.4%	0.1%	2.1%

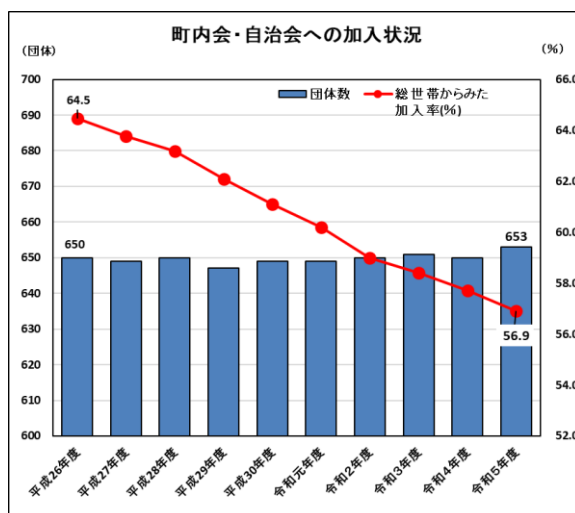
【図表2】「川崎市町丁別年齢別人口統計」を参考に作成

さらに、核家族化・未婚化・晩婚化の進行などから、家族形態が変化しているとともに、共働き世帯の増加やライフスタイルの変化から働き方も多様化しており、子育て家庭を取り巻く生活環境が大きく変化しています。

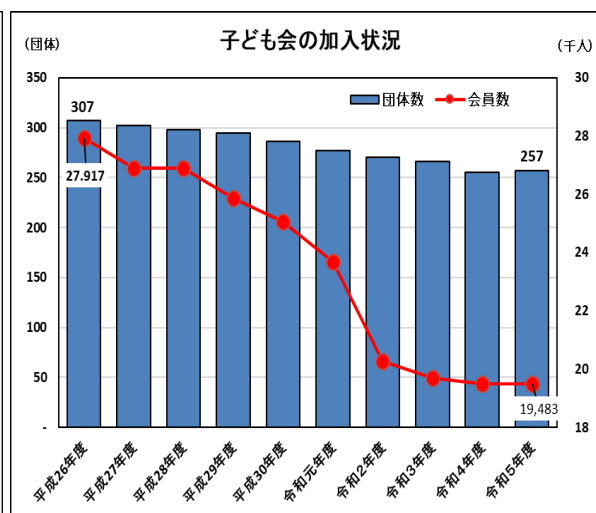
（2）地域のつながりの希薄化

川崎市の住民組織への加入状況は、町内会・自治会の団体数は横ばいであるものの、総世帯からみた加入率は、10年間に7.6%下がっており、子ども会の団体・会員数も減少傾向にあります。【図表3、4】

地域のつながりの希薄化や子育て家庭を取り巻く環境の変化から、子ども・若者が自ら居場所を失うなどの孤立を背景として生じる複雑・深刻化した社会的な課題も生じています。



【図表3】「川崎市統計書」を参考に作成



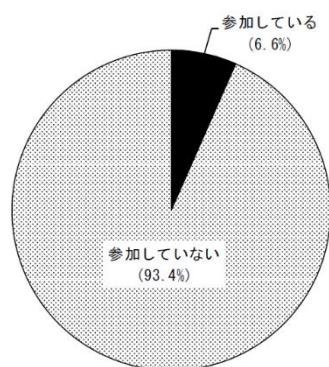
【図表4】こども未来局青少年支援室調べ

こうした状況は、地域社会の中のおとなに限ったことだけでなく、子ども・若者も同様です。

さらに、「川崎市子ども・若者調査報告書（令和3年3月）」【図表5】によると、直近1年間で地域活動やボランティア活動等への参加に参加したのは6.6%であり、参加していない主な理由として、きっかけが無いから、どのよ

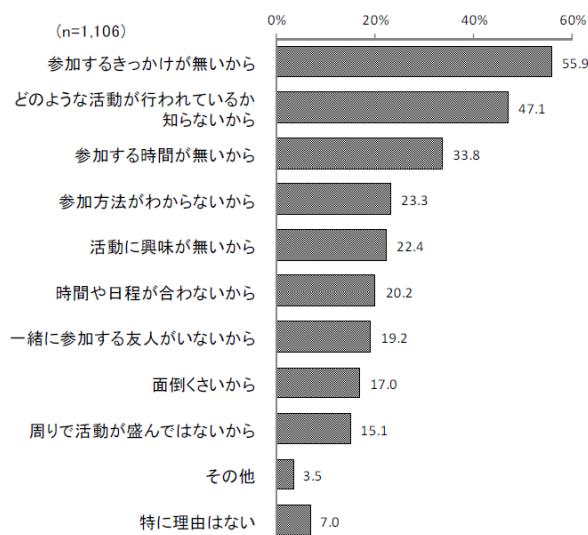
うな活動が行われているか知らないから、参加する時間がないから、と回答しています。

【図表 5-7】地域活動やボランティア活動等への参加の有無



n=1,184

【図表 5-9】参加していない理由（複数回答）



【図表 5】出典：「川崎市子ども・若者調査」455 ページ、457 ページ

都市化の進展から、核家族や共働き家庭も増え、さらには、平日の日中に住んでいる地域を離れて働き・学ぶおとなや子ども・若者も多く、ライフスタイルや価値観の多様化も進んでいます。

このようなことも踏まえて分析すると、調査結果の「きっかけが無い」ということの要因については、町内会・自治会や子ども会への加入率の減少という事実との関係性が考えられます。また、「どのような活動が行われているか知らない」ということの要因については、公・民で多種・多様な活動等が開催されている中で、地域活動に関する情報が一元化されておらず、どこから情報が取れるかわからないという状況との関係性も考えられます。

（３）青少年を取り巻く社会的な課題

【不登校児童・生徒数の増加】

川崎市教育委員会「年刊 教育調査統計資料 No. 51 令和 5 (2023) 年度」によると、川崎市立学校児童生徒数（児童・生徒数及び学級数は、特別支援学級を含む。夜間学級は含まない。）は、小学校 73,727 人、中学校 29,832 人、高等学校 4,033 人、特別支援学校 618 人です。

こうした状況の中、「令和 4 年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果」によると、小中学校の不登校児童生徒数は 2,816 人で、この 5 年間の推移を見ると、不登校に悩む児童は増加傾向にあります。

また、不登校の要因について、本人に係る状況においては、小・中学校ともに「無気力、不安」が、学校に係る状況においては、小・中学校ともに「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が、家庭に係る状況においては「親子の関わり方」が、それぞれ最も多くなっています【図表 6】。

年度	小学校							中学校				合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	1年生	2年生	3年生	計	
30年度	26	51	60	74	147	171	529	329	509	500	1,338	1,867
元年度	41	57	99	133	151	219	700	364	463	562	1,389	2,089
2年度	46	75	90	164	202	230	807	359	501	510	1,370	2,177
3年度	67	98	136	148	227	271	947	460	519	527	1,506	2,453
4年度	76	118	153	219	261	317	1,144	424	617	631	1,672	2,816

		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記の該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、遊び、非行	無気力、不安	
小学校	①主たるもの	0	69	19	57	1	1	14	36	27	170	10	105	619	16
	②主たるもの以外に当てはまるもの	0	48	28	106	3	0	22	9	16	151	6	113	123	
中学校	①主たるもの	0	122	13	91	17	16	48	55	37	47	12	222	978	14
	②主たるもの以外に当てはまるもの	0	77	8	123	8	11	30	24	28	62	14	141	159	

【図表 6】 出典：「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果」 3 ページ

【子ども・若者の自殺の状況】

また、厚生労働省「人口動態調査」によると、10 歳～14 歳、15 歳～19 歳の死因の第 1 位は自殺とされています。【図表 7】

	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
0 歳	先天奇形、変形及び染色体異常	周産期に特異的な呼吸障害等	不慮の事故	乳幼児突然死症候群	妊娠期間等に関連する障害
1～4 歳	先天奇形、変形及び染色体異常	不慮の事故	悪性新生物＜腫瘍＞	心疾患	肺炎
5～9 歳	悪性新生物＜腫瘍＞	先天奇形、変形及び染色体異常	不慮の事故	その他の新生物＜腫瘍＞	心疾患
10～14 歳	自殺	悪性新生物＜腫瘍＞	不慮の事故	先天奇形、変形及び染色体異常	心疾患
15～19 歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物＜腫瘍＞	心疾患	先天奇形、変形及び染色体異常

【図表 7】 「令和 4 年人口動態統計」（上巻 死亡 第 5. 17 表 死因順位別にみた性・年齢（5 歳階級）別死亡数・死亡率（人口 10 万対）及び割合）を参考で作成

厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課の調査によれば、小中高生の自殺者数は全国で 513 人と、過去最多を記録した令和 4 年に続き同程度で推移しています（令和 5 年の警察庁自殺統計原票データに基

づく集計結果)。また、その主な原因は、学業不振・進路に関する悩み・学友との不和などを中心とした学校問題が最も多く、次いで健康問題、家庭問題の順となっています。【図表 8】

図表 1-14 小中高生の自殺の原因・動機

○令和 5 年の小中高生の原因・動機は、学校問題が最も多く（261 件）、次いで健康問題（147 件）、家庭問題（116 件）となった。

○特に学校問題の内訳をみると、学業不振（65 件）、進路に関する悩み（入試以外）（53 件）、学校問題その他（51 件）、学友との不和（いじめ以外）（48 件）が多かった。

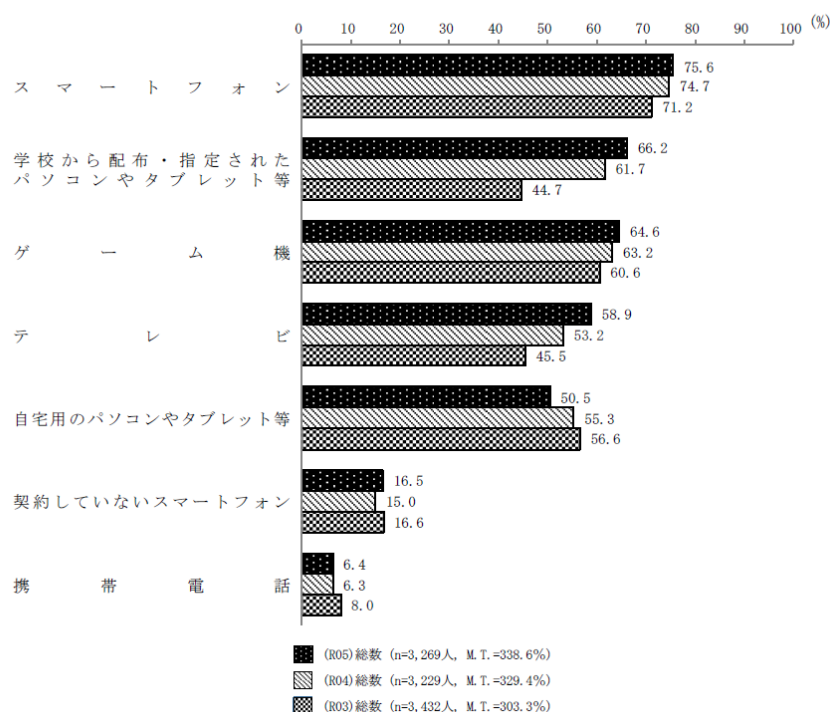
			家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	計	学校問題								その他	不詳
									学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み（入試以外）	いじめ	学友との不和（いじめ以外）	教師との人間関係	性別による差別	学校問題その他		
令和 5 年	小学生	総計	6	1	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	1	4	3
		男性	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2
		女性	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1
	中学生	総計	46	26	1	0	4	92	28	12	12	1	20	2	0	17	19	24
		男性	23	10	1	0	3	43	15	7	7	0	5	0	0	9	9	8
		女性	23	16	0	0	1	49	13	5	5	1	15	2	0	8	10	16
	高校生	総計	64	120	4	4	29	166	36	24	41	0	27	4	1	33	36	61
		男性	37	53	2	2	7	109	22	18	29	0	16	3	0	21	21	26
		女性	27	67	2	2	22	57	14	6	12	0	11	1	1	12	15	35
	合計	総計	116	147	5	4	33	261	65	36	53	1	48	6	1	51	59	88
		男性	61	63	3	2	10	154	38	25	36	0	21	3	0	31	32	36
		女性	55	84	2	2	23	107	27	11	17	1	27	3	1	20	27	52

【図表 8】「令和 5 年中における自殺の状況」（厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課）17 ページの図表を一部抜粋

【インターネットの利用状況】

こども家庭庁の『令和 5 年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書』によれば、令和 5 年度の小中高校生の、電子メール、SNS、動画・音楽視聴、オンラインゲーム、電子書籍、ショッピングなどを含めたインターネット利用は 97%を超えています。また、利用している機器はスマートフォン、学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等、ゲーム機、テレビ、自宅のパソコンやタブレット等が多く、自宅や学校にある身近な機器を使ってインターネットに接することができる状況にあります。【図表 9】

図表 2-2-1-2-1 青少年のインターネットの利用率



【図表 9】 令和 5 年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書 87-88 ページ

インターネットが広く普及し、自宅に居ながら身近な機器を用いて、容易に外部にアクセスすることができる環境が整ってきていることは、生活の中で必要な活動やコミュニケーションを、外に出ることなく、対面することなく完結できる手段が増えているという点で、ライフスタイルや価値観の変化につながっていると言えます。その結果として、青少年の中で、リアルに人と繋がることの価値感が希薄になってしまうという懸念が考えられます。

2 青少年の実態・意識

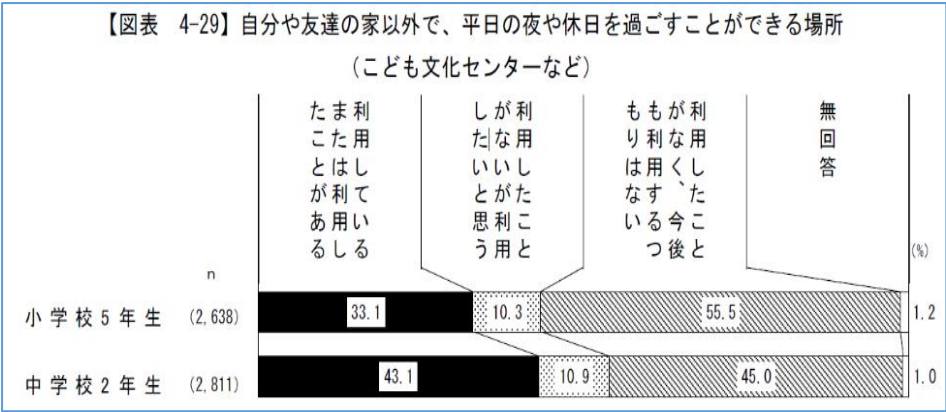
(1) 生活に対する充実感～求められる子どもの居場所～

国においては、令和 5 (2023) 年 12 月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、居場所づくりに向けた取組を推進しています。

この指針の策定にあたっては、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要である。」ことを、こども政策の新たな

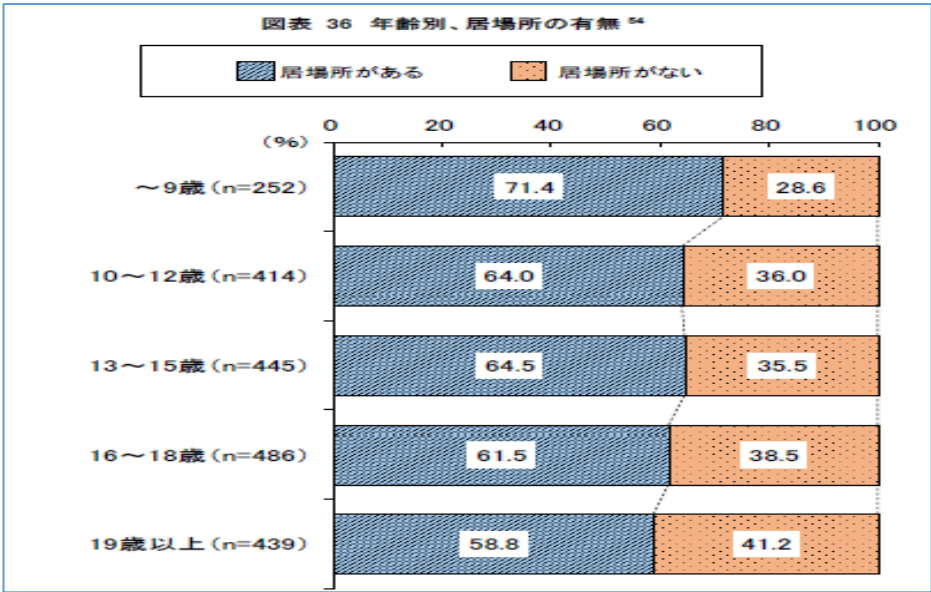
推進体制に関する基本方針として定めており、子どもが家や学校以外に多くの居場所を持つことは重要であることが示されています。

「川崎市子ども・若者調査報告書（令和3年3月）」によると、自分や友達の家以外で、平日の夜や休日を過ごすことができる場所を利用したことがあるかとの質問に対し、利用したことがないと回答したのは小学5年生で65.8%、中学2年生で55.9%となっています。【図表10】



【図表10】 出典：川崎市「川崎市子ども・若者調査報告書（令和3年3月）」353 ページ

また、「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書（令和5年3月）」によると、家や学校以外に「ここに居たい」と思える居場所があるかの質問に対し、ないと答えたのは、9歳までの小学校低学年層で28.6%、10歳～12歳の小学校高学年層で36.0%、13歳～15歳の中学生層で35.5%となっています。【図表11】



【図表11】 出典：「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書（令和5年3月）」66 ページ

これらの調査からは、各年齢層で「居場所がない」と感じている子ども・若者が一定数いることがわかります。こうしたことから、国の指針にもあるとおり、子どもが、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、社会で活躍していけるように、家や学校以外に地域の中で自分の居場所を見いだすことが求められます。

（２）人とのつながりの状況～いつでも相談できる相手の存在～

困ったり悩んだりしたとき、いつでも相談できる相手の存在が必要なのは、おとなも子どもも同じです。「第8回子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」によると、誰かに相談したいと思う子どもは7割を超える結果がとなっています。

また、相談相手としては、家族、友だち、今の学校の先生の割合が特に多い一方で、それ以外の相談先はいずれも数パーセント程度であり、家庭と学校以外に相談できる場所を有している子どもの割合は少なくなっています。

【図表 12】

Q16 あなたは、困った地悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思いますか。（〇は1つ）		
	件数	%
1 したいと思う	371	76.7%
2 したいけどできない	56	11.6%
3 したいと思わない	53	11.0%
無回答	4	0.8%
合計	484	100.0%

Q17 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談しますか。（あてはまるものすべてに〇）		
	件数	%
1 親	334	78.2%
2 友だちの親	9	2.1%
3 兄弟姉妹	74	17.3%
4 祖父母	56	13.1%
5 友だち	312	73.1%
6 先輩	45	10.5%
7 今の学校の先生	135	31.6%
8 今の学校の保健室の先生	18	4.2%
9 今の学校のクラブ・部活動の先生	22	5.2%
10 卒業した学校の先生	18	4.2%
11 習いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ	17	4.0%
12 ゆうゆう広場・相談指導学級・通級指導教室の先生	2	0.5%
13 スクールカウンセラー	17	4.0%
14 Facebook, Twitter, LINE, Instagram など SNS 上の友だち	26	6.1%
15 その他	11	2.6%
16 相談する人がいない (無回答=5、N 値=427)	5	1.2%

【その他】

- ・児童相談所(16 歳)
- ・放課後デイの先生(10 歳)
- ・しせつの職員(13 歳)
- ・通級の先生(11 歳)
- ・かわさきチャイルドライン(10 歳)
- ・去年と1年生の時の担任の先生(11 歳)
- ・じゅくの先生(14 歳)
- ・ネットで知り合った大人の女性(15 歳)
- ・生きてないもの、ぬいぐるみなど(15 歳)
- ・相談せず自分で考えることもある(16 歳)

【図表 12】 出典：川崎市「第8回子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」66-67 ページ

また、他の調査結果（「川崎市子ども・若者調査報告書（令和3年3月）」）からも、困りごとや悩みの相談相手として多いのは、父母、学校の友達、学校の先生となっています。

こうしたことから、万一、家庭の親子関係や学業、友人関係等に支障が生じてしまうと、主要な相談先である家族、学校の友達、学校の先生への相談がしづらくなり、結果として、悩みや不安が解消されずに困難を抱え、一人が問題の解決ができない状態に陥る可能性もあるものと考えられます。

（３）子どもたちが抱く人生観～自己肯定感の低さと今の幸福感～

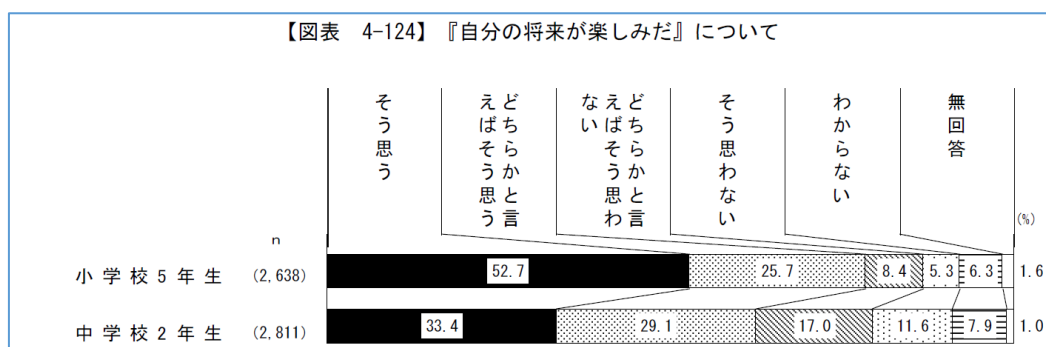
15歳を対象とした、平成27（2015）年OECD（経済協力開発機構）調査「生徒の学習到達度調査（PISA）」の国際結果を整理・分析した、国立教育政策研究所「PISA2015年調査国際結果報告書 生徒のウェルビーイング（生徒の「健やかさ・幸福度」）（平成29年4月）」14ページの記載によると、日本の15歳の生活に対する満足度は、16.1%が満足していないとの回答でした。

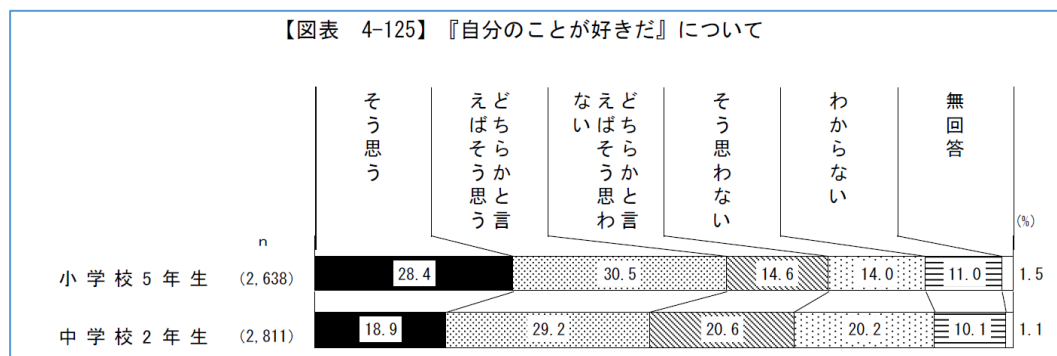
また、令和5年度全国学力・学習状況調査報告書によると、『自分によって何かがあると思いますか』の項目に対して、当てはまると回答した割合は、令和5年度と平成25年度とを比較して高まっている一方で、『将来の夢や目標を持っていますか』の項目で、当てはまると回答する割合は減少しています。

「川崎市子ども・若者調査報告書（令和3年3月）」によると、『自分の将来が楽しみだ』についてどう思うかという質問に、自分の将来が楽しみとは思わない、又はどちらかと言えばそう思わないと回答したのは、小学校5年生で13.7%、中学校2年生で28.6%となっています。

また、『自分のことが好きだ』についてどう思うかの質問には、自分のことが好きとは思わない、又はどちらかと言えば好きだとは思わないと回答したのは小学校5年生で28.6%、中学校2年生で40.8%となっています。

【図表 13】





【図表 13】 出典：川崎市「川崎市子ども・若者調査報告書（令和3年3月）」413-414 ページ

この調査結果からは、一定数の子どもが自己肯定感や多幸感を感じられていない、乏しい、或いは目標が見つけれられないといった状況が伺えます。

こうしたことから、自己肯定感や多幸感、将来への楽しみを持てていない子どもは少なからずおり、子どもが将来に夢を抱き、希望を持って人生を歩んでいけるよう、学校・家庭・地域・行政がともに連携・協働しながら、地域社会全体で子どもを見守り・支えるしくみづくりが求められています。

3 ロジャー・ハート「参画のはしご」（※資料編参照）から考える、本市の社会参加を促す取組の世代ごとの整理（マトリックス分析）

川崎市においては行政および市内の様々な団体によって子どもからおとなまでの社会参加の機会となりうる取組が実施されています。

ロジャー・ハートの「参画のはしご」に照らして、対象年齢と段階に応じた取組（事業）の数を整理してみました。

今回抽出した行政（左表）と民間団体（右表）の取組はそれぞれが特徴的で、行政の取組は民間団体の取組と比べて、高校生や大学生を対象にしたものが多く、民間団体は小学生を対象にしたものが多いことが分かります。

一方で、行政の取組と民間団体の取組のどちらも、おとなを対象にした活動が少ないこと、また①や②、⑦や⑧の取組が少ないことは共通しています。

若者の行政参加の促進に向けた取り組みマトリックス表

対象世代	小学生	中学生	高校生	大学生	おとな	合計
⑧ 子どもの活動におとなも巻き込む	0	0	0	0	0	0
⑦ 子ども主導の活動	1	2	4	4	1	12
⑥ おとな主導で意思決定に子どもも参画	0	0	3	5	1	9
⑤ おとな主導で子どもの意思提供のある活動	2	5	11	11	2	31
④ 与えられた役割の内容を認識した上での参画	2	2	7	8	1	20
③ 形式的参画	3	2	2	1	1	9
② お飾り参画	0	0	0	0	0	0
① 操り参画	0	0	0	0	0	0
合計	8	11	27	29	6	81

※複数の世代を対象としている取り組みについては、それぞれでカウント

(例) 高校生・大学生を対象→高校生1、大学生1

※3つ以上取組がある部分を網掛け、取組がない部分を塗りつぶしとしています。

【出典：川崎市が令和4年度に実施した若者の行政参加の促進の取組（事務局調べ）】

民間団体が実施する取り組みマトリックス表

対象年齢	小学生	中学生	高校生	大学生	おとな	合計
⑧ 子どもの活動におとなも巻き込む	0	0	0	0	0	0
⑦ 子ども主導の活動	0	1	2	1	0	4
⑥ おとな主導で意思決定に子どもも参画	3	2	0	0	0	5
⑤ おとな主導で子どもの意思提供のある活動	2	2	2	2	1	9
④ 与えられた役割の内容を認識した上での参画	9	8	7	6	6	36
③ 形式的参画	17	9	6	3	3	38
② お飾り参画	3	1	1	1	1	7
① 操り参画	4	1	1	1	3	10
合計	38	24	19	14	14	109

※複数の世代を対象としている取り組みについては、それぞれでカウント

(例) 高校生・大学生を対象→高校生1、大学生1

※3つ以上取組がある部分を網掛け、取組がない部分を塗りつぶしとしています。

【出典：川崎市等が令和4年度に活動を助成した団体の取組（事務局調べ）】

（１）①や②などの初期段階の参画の取組について

「参画のはしご」モデルにおいて、①と②の初期段階の参画の取組が不足している現状は、特に子どもにとって、社会参加へのアプローチが困難になっているという問題を含んでいる可能性があります。

これらの初期段階は、活動について学ぶだけでなく、その雰囲気を感じることで、参加者が次のステップへ進むための重要な基盤を形成します。

したがって、これらの段階の取組が少ないことは、青少年が社会参加の機会を理解し、気軽に体験することを難しくし、結果として社会参加のハードルを高めてしまいます。

昔は、地域コミュニティが主催するお祭りや地域行事が、社会参加の自然な入口として機能していました。これらのイベントは、フォーマルでない設定で参加者が集まり、地域の雰囲気を楽しみながら社会の一員としての役割を学ぶ場を提供していました。

しかし、近年では地域コミュニティの衰退に伴い、この種の参加機会が減少しており、自然に「参画のはしご」を登っていくプロセスにおいて、より積極的な参画（③や④）へと繋がる橋渡しが不足している状況が見られます。

この問題を解決するためには、地域コミュニティの再活性化が鍵となります。地域の祭りや行事を復活させるためには、地域住民自身が主体となり、地域の特色を生かしたイベントの企画を行政や地域団体と協力して実施することが重要です。

また、学校や地域団体が連携して、子どもが気軽に参加できるイベントやワークショップを定期的に行うことも、参加機会を増やす有効な手段となります。

行政や民間団体は、参加しやすい環境を整備することに加え、子どもが自身の関心や興味に基づいて参加できるようなプログラムを提供することが求められます。これにより、社会参画の初期段階からより参画の段階が高い取組へのスムーズな移行が促され、全ての年代の市民が社会に積極的に関与する文化を育むことができるものと考えます。

(2) ⑦や⑧などの参画の段階が高い取組について

川崎市における青少年の社会参画の問題は、特に参画の段階の高い⑦や⑧の段階の取組が、明らかに不足していることにあります。

この状況は、青少年が単なる参加者ではなく、社会の問題解決における重要なパートナーとして活動する機会が限られていることを示しており、行政や民間団体にとって重要な課題です。

青少年が社会の様々な問題について意見を表明し、それを政策決定プロセスにおいて実際に反映されるようにするために、行政には、青少年が意思決定過程において重要な役割を果たせるような枠組みづくりが求められます。

青少年がより高い参画の取組へと、はしごを上っていくためには、まず行政と民間団体が青少年の能力と可能性を正しく理解し、青少年をおとなのパートナーとして尊重する文化を育むことが必要となるものと考えます。

(3) 青少年が「参画のはしご」を登っていくためには

【積極的なおとなの社会参加の必要性】

おとな向けの社会参加プログラムが不足している背景には、おとなを対象とした活動をする場合、必要な仲間集めやコミュニティ形成に対するモチベーションの低下が関係しているのかもしれません。

スポーツや文化的活動などの趣味の範囲では、気軽に仲間を集めやすいメリットもありますが、一方で十人十色、千差万別の趣味嗜好となってしまう、コミュニティとしての仲間集めには限界もあります。また、新しいコミュニティを形成するためには、構成員の多様な価値観やアイデンティティを相互に尊重する姿勢が欠かせませんが、公私にわたって忙しい生活をおくるおとなが、自身の生活圏域やより広い地域で、そのようなコミュニティ形成のモチベーションを意味づける・継続していくことの難しさも考えられ、おとなの社会参加を活性化していくうえでの課題を短期的に解決していくことは難しいものです。

しかしながら、子どもの社会参加を促進するためには、おとな自身が社会活動に積極的に参加し、楽しみながら関わっている姿を子どもたちに示すことが非常に重要です。今後、おとなの「働き方や生活」に配慮しながら、おとなそれぞれが価値観やアイデンティティを尊重しあう、新たなコミュニティの形成

について、地道に社会全体で努めていく必要があると考えられます。

【事業の橋渡し役への期待】

1つの団体や事業で「参画のはしご」を順番に登っていくプロセスを踏むのは非常に困難ですが、1つ1つが特徴的な活動は、はしごの各段階や各世代に分布しています。取組全体を俯瞰的に捉えられる行政は、無理に市民団体を連携させるのではなく、青少年が「参画のはしご」を登っていけるような市全域をフィールドとした社会参画の仕組みを構築することが期待されます。

若者の行政参加の促進に向けた取り組みマトリックス表

参画の段階	対象世代	小学生	中学生	高校生	大学生	おとな	合計
⑧ 子どもの活動におとも巻き込む		0	0	0	0	0	0
⑦ 子ども主導の活動		1	2	4	4	1	12
⑥ おとな主導で意思決定に子どもも参画		0	0	3	5	1	9
⑤ おとな主導で子どもの意思提供のある活動		2	5	11	11	2	31
④ 与えられた役割の内容を認識した上での参画		2	2	7	8	1	20
③ 形式的参画		3	2	2	1	1	9
② お飾り参画		0	0	0	0	0	0
① 操り参画		0	0	0	0	0	0
合計		8	11	27	29	6	81

※複数の世代を対象としている取り組みについては、それぞれでカウント

(例) 高校生・大学生を対象→高校生1、大学生1

※3つ以上取組がある部分を網掛け、取組がない部分を塗りつぶしとしています。

民間団体が実施する取り組みマトリックス表

参画の段階	対象年齢	小学生	中学生	高校生	大学生	おとな	合計
⑧ 子どもの活動におとも巻き込む		0	0	0	0	0	0
⑦ 子ども主導の活動		0	1	2	1	0	4
⑥ おとな主導で意思決定に子どもも参画		3	2	0	0	0	5
⑤ おとな主導で子どもの意思提供のある活動		2	2	2	2	1	9
④ 与えられた役割の内容を認識した上での参画		9	8	6	6	6	36
③ 形式的参画		17	9	6	3	3	38
② お飾り参画		3	1	1	1	1	7
① 操り参画		0	1	1	1	3	10
合計		38	24	19	14	14	109

※複数の世代を対象としている取り組みについては、それぞれでカウント

(例) 高校生・大学生を対象→高校生1、大学生1

※3つ以上取組がある部分を網掛け、取組がない部分を塗りつぶしとしています。

第2章 本市における青少年の社会参加の促進に向けた課題

1 家庭から見た課題

青少年の社会参加の促進のため、家庭における保護者の役割が重要です。

子どもに「楽しそうだから地域のイベントと一緒に参加しよう!」と声をかけた時の我が子の反応は、保護者の社会参加の姿勢そのものを投影しています。

例えば、「えー、面倒くさいから行かない」という様な返事をする子どもは、保護者本人が無自覚だったとしても、自らが社会参加を面倒くさがっていることを子どもたちが敏感に感じ取っており、「おとなが本気で楽しんでいないものが自分にとって楽しいはずがない」という理解をしていると考えられます。

皆さんも、地域のイベントに積極的に参加する子どもたちの保護者を見てみると、お祭り好きのお父さんや、妙に世話好きのお母さんであることが多いことから納得できるのではないのでしょうか。

このことについては、決して、青少年の社会参加を促すために「祭り好きになる」とか「世話好きになる」ということを提言するためではなく、前期(第31期)においても提言があったように、青少年の社会参加の促進のためには保護者自身の社会参加の姿勢が改めて課題になってくるということを示すために記載したものです。

(1) PTA、子ども会などへの加入に対する選択

保護者が社会参加を始める最初の機会の一つは、子どもが幼稚園や保育園に入園し、そこで関わる保護者会や、子どもが小学校に入学した際に参加するPTAです。これらの団体は、長年にわたり、保護者が学校の教職員や地域社会のおとなたちと連携を深め、コミュニティの一員として活動する場を提供してきました。

昔は、ほぼ全ての保護者がPTAに加入し、この活動を通じて社会に参加する重要な役割を担っていました。しかしながら、時間が経つにつれてPTAの性質や役割に対する認識が変わり始めています。

この変化は、PTAの加入率にも影響を与え、従来の参加率が下がる傾向にあり、結果として、様々な課題も生じています。現在はPTAに「加入するか」「加入しないか」の二者択一になってしまう状況もあり、「加入しない」ならば前述のような地域コミュニティへの参加の機会を失う状況にもなってしまいます。

令和5(2023)年3月、参議院予算委員会での議論の中で、岸田文雄首相はPTAが任意団体であること、入退会は保護者の自由であるという見解を示しましたが、これは、PTAが法的に加入を強制する根拠がないことを明確にし、保護者の意思による参加が尊重されるべきであるという重要なポイントと

なりました。こうしたこともあり、PTA や同様のコミュニティ団体、例えば町内会や子ども会などが任意の参加であるという認識が広がりつつある一方で、こうした団体への加入は進んでいないものと考えられます。

（２）保護者（おとな）の地域行事への参加機会の喪失とその影響

PTA や町内会、子ども会といった地域団体が主催する行事は、長年にわたり地域住民が積極的に関わりながら協働する機会を提供し、社会参加の一形態として機能しており、これらの行事は、地域のつながりを強化し、世代間交流を促進する貴重な場となっています。

例えば、地域の夏祭り、運動会、地域清掃などがそれに該当し、これらの活動は、地域コミュニティの結束を固め、住民同士の信頼関係を築く上で重要な役割を果たしています。

近年になって PTA や子ども会への加入率が低下しており、これが社会参加の機会を減少させる結果となっています。この加入率の低下は、保護者が自分の意思でこれらの団体への非加入を選択した結果であり、地域や社会と関わる機会を自ら放棄しているとも言えます。このような選択は、子どもにも少なからず影響を与え、子どもが見るおとなの姿勢が社会参加に対して消極的であるという印象を植え付ける可能性があります。

加えて、PTA や子ども会に代わる新たな社会参加の形態が提案又は実施されていない場合、おとなたちが社会との関係を築く手段を失い、地域社会の連帯感や協調性の低下を招く恐れもあります。これにより、地域の課題解決能力が弱まり、様々な地域課題への対応が遅れることも考えられます。

このような背景から、おとなたちの社会参加に対する消極的な姿勢が顕著となり、それが子どもたちの社会への参加意欲を削ぐことにもつながっていることが想定されます。

社会全体として、子どもとおとなの地域団体への参加を促進し、積極的な社会参加の価値を再認識する必要があります。地域活動への参加は、単に時間を費やすこと以上の価値を持ち、地域社会の健全な発展に寄与するものです。この課題に対処するためには、地域団体がより開かれた姿勢で参加を呼びかけ、新しい形態の活動を提案することが求められます。

（３）子どもの権利に対する保護者の意識の醸成

子どもは保護者（おとな）の姿勢を鋭く観察する一方で、自分たちの意思で積極的に社会と関わろうとするケースも少なくありません。

特に、保護者の影響を受けずに自らの友人関係やコミュニティを重視する子どもは、地域の行事やボランティア活動に自主的に参加することで、社会

的スキルや責任感を身につけます。また仲の良い友人と協力し合い、地域での活動に意欲的に取組めます。このような子どもの自主的な取組は、子どもたちの社会性や自立心を育てる重要な機会となります。

しかしながら、子どもこのような自主的かつ積極的な姿勢が、一部の保護者によって理解されず、時には抑制されることがあります。

例えば、家族の予定を優先させ、子どもの活動を二の次に扱う、地域活動に積極的な子どもに対して、「そんなに頑張らなくてもいい」と過小評価をする保護者もいます。このような行動は、子どもの自主性を奪い、社会参加の意欲を削ぐ可能性があります。

川崎市においては、20 年以上前から存在する「子どもの権利に関する条例」が、子どもたちの「自分で決める権利」を含む複数の重要な権利を保障しています。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

子どもの自主的な社会参加は、子ども自身の自己決定(自分で決める権利)に基づいているものであり、保護者はこれを尊重し、支援する責任があります。子どもたちが示す社会参加への積極的な姿勢を目の当たりにした時、保護者はその意思を尊重し、子どもの選択を温かく見守ることが求められます。また、条文にもあるとおり、子どもが自己決定を行う過程を支援することも含まれます。社会的な活動において子どもが自主性を発揮することを尊重し、その成長を支えることは、子どもが健全なおとなへと成長するための基盤を築く上で重要なポイントとなります。

2 学校から見た課題

(1) 地域とともにある学校体制の構築

1980 年代には、校内暴力で荒れる学校や「両親バット撲殺事件」「浮浪者襲撃事件」などの少年事件が起これ、学校としては、受験競争の過熱化や知識偏重教育への傾斜、いじめや校内暴力の頻発、不登校の増加などの社会問題に直面していました。こうした中で「地域教育会議」がスタートしました。

その後、国の法改正により、地域住民や保護者等が、校長の学校運営のビジョンや学校運営の現状、児童生徒が抱える課題等を的確に把握するととも

に、地域住民等の意見を学校運営に反映し、「地域とともにある学校づくり」を実現するための仕組みとして、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が努力義務化されています。

コミュニティ・スクールでは、「小中連携教育の充実」「学校運営支援体制の充実」「社会に開かれた教育課程の実現」「児童生徒の思いや考えを共有する取組」「積極的な情報提供・情報共有」など、各校で特色ある取組がなされており、令和7(2025)年度までには、市内全校に設置することをめざして取り組んでいます。

また、川崎市では、独自の組織である地域教育会議を全中学校区に設置済みであったため、この会議体を社会教育法に基づく「地域学校協働活動」を推進する役割として位置づけ、コミュニティ・スクールとの一体的な推進を模索してきました。

学校運営等について学校と地域が共通理解を得る場としての「コミュニティ・スクール」と、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働していく「地域教育会議」が、学校運営及び地域づくり双方を実際に進めていく中で、それぞれの役割を明確にし、一体的に推進していけるかが課題となっています。

（２）子どもに向き合える時間の確保

教員の多忙化が社会問題の一つになっています。川崎市の教員の超過勤務時間は、昨年度よりも減少しているとはいえ、大きく改善されたというレベルではありません。

働き方改革が打ち出され、各校で「校務分掌や授業時間の見直し」「諸会議の精選や短縮」「成績処理、通知表作成のＩＣＴ化」「学校行事の見直し」などに取り組んでおり、また、川崎市においては、「留守番電話の導入」や「給食の公会計化」も導入されたことで、教員が担う業務は減っています。

しかし、未だに多くの業務に追われているのが現状であり、発達障害やいじめ等の対応に費やす時間も大幅に増えてきています。加えて、保護者対応や各種帳簿の整理、部活動指導等にもかなりの時間を費やしているため、処理し切れない仕事も出てきてしまっています。

また、「かわさきＧＩＧＡスクール構想」によって、児童生徒に一人一台の端末が導入され、教員は新たなＩＣＴ活用能力を習得する必要があります。

令和4年3月に策定した「2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」によると、令和3年度時点において経験年数5年未満の教員の割合が約3割を占めており、以前であれば、中堅の教員が若手と呼ばれる教員へ指導・助言をしていましたが、今はそれが常にできる状況ではなく、大きな負担を感

じる教員も少なくありません。中には、健康が損なわれ休職する教員も出ており、さらには、その教員の代替が配置できないため、周りの教員がそれをカバーする状況もあります。

（３）中高生の社会参加に対する課題

中高生は、一般的に思春期と呼ばれている世代で、小学生に比べて友人や仲間をととても大切にすることが特徴となり、「親等とのつながり」から、徐々に「仲間とのつながり」を重視するようになります。

この世代は、仲間と過ごす時間が多くなるだけでなく、勉強や部活動などが急激に忙しくなるため、地域の行事に進んで参加する者は少なくなっていると考えられます。

川崎市においても、国の動向を受けて部活動の地域移行について検討がされていますが、まずは、拠点校において、休日の部活動に民間企業や総合型地域スポーツクラブから指導者を派遣するなどの取組をし、検証をしている段階であり、このような取組を通して、部活動の地域連携を進めていく方向と聞いています。

この世代の特徴として、周りから意識が高いと思われてしまうのが嫌で、「ボランティアをしている」と言えないという声も聞きます。また、「失敗したらどうしよう」と、自信がないという声も聞きます。

この世代は、仲間からどう見られているかという点を気にする時期でもあり、そのことも参加を妨げる要因の一つになっていると考えます。

また、自分が何かに取り組んでみたいと思っても、その活動を先導する人がいなかったり、その活動に関する情報が少なかったりすることも参加を妨げる要因の一つになっていると捉えています。

（４）実践に繋がる研修・研究会の実現

子どもの頃の体験が豊富なおとなほど意欲的で社会性の高い人が多い傾向があるようですが、子どもたちが体験を通して自ら学び、育つ機会は少なくなってきました。

小学生、中学生、高校生と年齢が上がるにつれ、身近な地域での体験の機会は減少している傾向があることから、学校における体験活動が重要となっています。

現在、川崎市の市立学校においては、発達の段階に応じた体験活動が取り入れられており、全市立学校における「キャリア在り方生き方教育」と「かわさき共生*共育プログラム」の実施により、子どもたちの自己肯定感が高まってきていると考えます。

各学校において、様々な取組が行われていますが、常に子どもたちの社会的自立にどのようにつながっているのかを考えてカリキュラムマネジメントを行う必要があります。

また、特別活動や生活科・総合的な学習の時間、「キャリア在り方生き方教育」及び「かわさき共生*共育プログラム」等の研修は行われていますが、さらに充実させていくための工夫が必要となります。

さらには、本章の「2（2）子どもに向き合える時間の確保」でも述べたように、教員の多忙化が課題となっており、教員自身が自分を振り返る時間や十分な自己研鑽の時間をもちにくい状況もあります。

3 地域から見た課題

（1）地域社会が持っている機能

地域社会とは、限られた範囲の土地に住む住民により組織され、相互の関係性を保ちながら、この地域を住みやすくしようとする生活共同体です。

子どもの成育を考えれば、地域とは各家庭や地域内の学校から、いわゆる地域外の学校や一般社会を通過点とし、子どもたちはボランティアスピリッツで結ばれたこの地の老若男女不特定の地縁集団から、その成長過程に応じて多くの生き方スキルを学べるものです。そのため、地域とは隣人が教科書（参考書）と言える特質を有する社会と言えます。

しかしながら、昨今、少子高齢化、経済不安、SNSの普及、教育の高次化等々の影響から、青少年の社会参加の促進に向けて機能すべき地域社会の在り方が懸念されています。

こうした中、地域社会を維持構築し、生き方モデルとして子どもを理解・支援・リードしていくべきおとなたちの中に、そうした熱意・余裕・エネルギー・幸福感が失われつつあると感じます。

本来地域内で醸成されるべきこうしたおとなたちとの関係性も未完のまま青少年は地域を巣立たざるを得ず、その社会参加に必要とされる人々との関係体験が不足しているという大きな課題が生じていると考えられます。

（2）青少年の社会参加に向けて

①情報（資料）に係る課題

青少年の社会参加は、年々人が入れ替わる（立場や役は変わるが、長年関わり続けてくれる方がいることが理想ではある）ことが、ある程度予測されるため、初めての人にとっては、ガイドや経験者による過去の実践記録等の活用が必要です。

また、「青少年に社会参加への意欲をかきたてる情報（資料）」、例えば「社

会参加の将来展望（目的）や他都市・他国での社会参加実例集」、「これまでの市内取組の歴史（成果・遺産）等が分かる統合的情報（資料）」などが必要と考えます。

社会参加の促進のためには、参加する青少年にとって情報が容易に収集でき、かつ、網羅されていなくてはなりません。また、市内全域に存在する青少年を考えた場合、こうした情報（資料）を閲覧できる活動拠点が、青少年にとって身近な市内各地域にあることが必要と考えられます。

②場（活動拠点等）に係る課題

本稿で対象とする青少年の範囲は小学生・中学生・高校生・大学生と、大変広い年齢幅となりますが、その社会参加を有意義なものとするためには、ある程度、継続的に参加してもらうことが必要であり、その活動拠点（いつ行っても変わらず会いたい人と出会える場所、過去や未来の資料と出会える場所、協議や活動実践のための人的・物的資産を維持できる場所等）を構築することが必要です。

この点について、現状は模索しながらの実践であり、地域内に何か所かの確立された活動拠点の構築が求められます。

③人（人材）に係る課題

青少年を取り巻く地域の状況の変化から、社会参加とは青少年にとってはまだまだ未知の部分が多く残すフィールドであり、一歩先に進めるためには、社会参加に詳しい専門性を有した先人（案内人）が同じ地域の身近に多くいることが求められます。

（３）おとなの主体的な参加支援

①おとなの生活実態と社会参加支援

青少年がロジャー・ハート「参画のはしご」を登っていくときに必要となる存在であるおとな自身の社会参加が促進されていないという状況は、青少年の社会参加の促進を考える時、大きな問題となります。一方で、おとなの生活の実情を振り返れば、政治・経済・災害・疫病等々、多くの不安を抱え、時間に追われた余裕のないおとなたちが少なからず存在するものと考えます。

地域課題の解決に向け、地域力向上を一つの目的として、既に本市で推進されている「地域包括ケアシステム」の構築を考えれば、本来は地域住民の一人として、子育て支援や高齢者福祉、また広く生活支援に係る「互助」活動に携わるべきと分かっているにもかかわらず、現実には日々の生活の忙しさとともに過ご

しているのが現状です。そのようなおとなたちがいざ社会参加をしようとなっても、包括的な情報に触れられなければ、具体的な関わり方が分からないままとなり、主体的に社会参加しづらい実情があると推測されます。

②地域の現状と社会参加支援

地域には、これまで長年にわたり“まち”を支えてきた自治会・町会を代表とする相互支援自治組織があります。しかし先に挙げた理由等により、これらの組織から一定の距離を置いている青少年も多いと思われ、組織は人の入れ替わりや世代交代による継続性が維持できず、徐々に高齢化・形骸化・弱体化の課題に直面する状況もあります。

こうした伝統的な地域組織においても、おとなによる青少年の社会参加支援は思うようにはなされていない現状があり、一部のおとなたちの受け身の参加支援はあるものの、青少年の主体的な社会参加を地域として促進するような組織的支援の環境は、人的にも物的にも整っていない状況があります。

4 行政への課題

(1) 情報の一元化・情報へのアクセス

一点目の課題としては、青少年施策に関わる部署が非常に多面的であることにより生じるものです。施策が多面的であることを否定するわけではありません。むしろ、全ての青少年に向けて施策を行う上では、所管する部署が多面的であることは、非常に重要といえます。ただし、多面的であるために、情報などが一元化されているとはいえず、「縦割り行政」という言葉があるように、それぞれの施策の情報などが一元化されている状況とはいえません。

青少年の社会参加を促進する上で、多様な取組の情報を一元化することは非常に重要です。日々成長している青少年にとって、各フェーズで必要とする支援や場が異なります。また、同じ年代でも必要とする支援や場は異なります。多様な青少年のニーズに応えるためにも、その情報が一元化される必要があります。

また、単に一元化されるだけでは課題の解決につながりません。その情報に、青少年やその支援をしている団体など、全ての青少年と青少年に関わる人々が簡単にアクセスできる必要があります。行政が取り組んでいる青少年の施策について、誰もが簡単にアクセスできることが行政に求められる役割といえます。これまでの川崎市の取組を一覧できることは、これからの青少年施策を進めるうえで非常に重要なことと考えます。

さらに、こうした一元化により、多様な施策に関わる人の交流網が構築できます。これまでは、同じ地域の中でも多様な取組（行政、子ども会のよう

な地域諸団体、NPO 法人等）が行われていました。それぞれの取組が同じ地域の子どもたちを取り合っているような状況も見受けられます。こうした状況に適切な対応をするために、交流網を作ることが有効であり、行政が持つネットワークを最大限に活かすことができると考えます。

（２）ボランティア市民（サポーター人材）の育成・継承

青少年の社会参加を支える多くの人たちは、川崎市にゆかりのあるボランティアです。ボランティアの方がいなければ、青少年の社会参加を支えることはできません。しかしながら、ボランティアに従事するためには、生活面などのゆとりが必要です。ゆとりがなければ、青少年や社会に関わる意識はなかなか醸成されません。要するにボランティアは、個人の生活状況に大きく影響されるため、非常に属人的な部分があります。特に、地域団体はそこに在住する人間によって運営されるため、活動歴が 20 年以上を超える場合も往々にしてあります。活動歴が長い人が運営に携わることでその期間は、安定的な運営ができます。

しかし、その人が辞めることになれば、当然引継ぎが必要となります。引き継げる人がいれば、取組自体は継続されますが、いない場合もあります。そうなれば、取組は消滅することとなります。安定的な運営は属人的な理由により、不安定となる可能性を常にはらんでいます。

以上を踏まえると、青少年の社会参加を促進する上で、ボランティアの育成やその継承は避けては通れないため、ボランティアの育成とその継承を行政から働きかける必要があります。

ボランティアは先に記したとおり、属人的な運営となっています。そこで、ボランティアの方々やその方々が属する団体に常に関わっている行政が積極的な支援をすることで、活動の継続や不安定化を防ぐことができるのではないのでしょうか。これまで、行政にはそうした活動の安定化を支援する取組がなかったといえます。今後は、ボランティアの育成・継承を視野に入れた取組が求められます。

川崎市においては平成 13(2001)年に「川崎市市民活動支援指針」を制定しています。指針では、中間支援団体を主なターゲットとする、活動支援のあり方について、記されています。この指針に基づき、NPO 認定取得のための伴走支援などが行われています。こうした中間支援団体を支援するという方向性は一定程度の成果を生み出しています。このような支援をさらに一歩進め、青少年の社会参加などに従事するボランティアを発掘・育成することに注力することも望まれます。

(3) 活動拠点の不足・維持

ボランティアの育成や継承を行政が支援することで、活動が属人的な理由により不安定化することは著しく減ると考えられますが、それだけでは不安定化を食い止めることはできません。

属人的な部分に多くを支えられているボランティア活動は、往々にしてその活動拠点がなくことや不足していること等があげられます。例えば、活動拠点がなく活動している人の自宅が拠点となり得ます。自宅という極めてプライベートなスペースが拠点となっている場合、その人が活動を辞めた際に、継承された人が自宅を拠点とすることを選択しない場合には拠点を移さなければならず、活動の不安定化に繋がるのが想定されます。また、活動に関連する資料や物品なども引き継がれることもなく廃棄される場合も考えられます。

こうした不安定化要素を取り除くため、現在の「市民活動支援ルーム」をより有効的に活用できるようにする必要があります。活動にあたっては、資料や物品などを管理したり、人が集い会議のスペースになったりと常に拠点が必要となります。

現在、川崎市における支援は、先に記した指針に基づくものであり、活動拠点を積極的に支援する施策はとられていません。無数にある市民団体のために、その全ての活動拠点を市（行政）が用意することは不可能です。そのため、現在ある施設をより有効的に利活用することが課題となります。特に、青少年の社会参加を包括的にかつ継続的に取り組むためには、青少年の生活範囲にこうした拠点があることが望まれます。

第3章 実際に社会参加に関わる青少年と活動を支えるおとなたちの関わり方

1 視察先を選定した過程・理由

前章では、家庭・学校・地域・行政の4つの分野から、本市における青少年の社会参加の促進に向けた課題について述べました。本章では、川崎市内外の学校や団体を対象として行った視察の結果について見ていきます。

視察先は、今回の協議題「青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的仕掛けづくり」や、序章で述べた「社会参加の定義」に基づき、様々な団体に所属して活動している青少年やおとなが、そこから得られているウェルビーイングがどのような状態であるのかを調査することを目的とし、「社会教育」「学校教育」の両方の分野を見ること、実際に青少年が活躍していることを重視し、選定しました。また、かつて青少年として活動し、現在は青少年の活動を支える側にいるおとなに話を聞くことも合わせて行いました。

以下は、青少年の社会参加が活発に行われており、そこで活動する青少年やおとながウェルビーイングを得られた事例です。こうした事例を基に、さらに川崎市内で多様な取組が広がることを期待して、視察した団体ごとに、青少年の社会参加と活動を支えるおとなの関わりを紹介します。

2 NP0 法人高津総合型スポーツクラブ SELF

(1) 青少年の社会参加、地域との関わり

総合スポーツ型クラブのSELFは、設立当初から地域に密着した活動を行っており、地域を巻き込んでやって欲しいという当時の川崎市長の要望から、学校を活用しながら「みんなの遊び場」を目指した活動をしています。

主な活動は、平日の夕方から夜間、土日の学校施設を舞台として、スポーツ教室などを開催しています。また、近年では近隣小・中学校の用務員の事務委託などを受託し、より地域に密着した活動を展開しています。SELFには、周辺地域で暮らす3歳から90歳までの1,100人弱が登録しており、地域に密着した活動をしていることが登録者からもわかります。

こうした総合スポーツ型クラブに、青少年はどのように参加しているのでしょうか。今回の視察では、SELFのボランティア指導員（卓球のコーチ）を務めている大学生に話を聞いています。

その大学生は、中学生の時にSELFの会員となり、高校生の時に一度会員を退会しましたが、大学生の時に新型コロナウイルスが流行し、大学の講義がリモート型となったことから、自宅にいる時間が増え再度登録しました。その際、中学生の時の先輩がSELFで卓球のコーチを務めており、その先輩から誘われたことも再度登録した理由の一つとなっており、また、ボランテ

ィア指導員として務めるきっかけにもなっています。

このコーチとして参加している大学生が質問に答える中で、何度か口にしていたのが「卓球を教えることの喜び」でした。SELF の活動の中でさらに上手になりたいと思う小学生や初心者との出会いを通して、「上達していく様子を見るのがやりがい」であると語ってくれています。この SELF の活動を通して、学校では得られない経験を大学生世代のコーチたちは経験していることがわかります。

そもそも、大学生のコーチは、中学校の部活動で卓球を行い、SELF の活動としても卓球の練習に励んでいました。そのため自身の好きな卓球に関われるという点が魅力的に見えたようです。それを証拠に、他の社会参加の経験は「ない」と答えています。

(2) 活動を支えるおとなの関わり

また、今回の視察で SELF が地域に密着した活動をしている要因について、いくつもうかがい知ることができました。

第一の要因は、多種目、多世代、多志向の方が活用でき、楽しめる場を目指していることです。当時の川崎市長の要望でもあった「みんなの遊び場」が活動の根底にあることは、先ほども述べましたが、この点が SELF の活動の広がりを支えている点にあります。ホームページなどで開講している講座（例えば、語学学習や多種目のスポーツなど）を見れば、活動メニューは「多種目、多世代、多志向」ということがわかります。多様な青少年の社会参加を取り組むためには、その活動自体が「多様」であることが求められます。

第二に、積極的に行政からの業務委託を受託したり、その事業を長く続けたりすることで、職員が専従できる環境が作られていることが挙げられます。これまでの地域に根差したボランティアは、あくまでも仕事などの合間に行うもので、そのボランティアを専従で行い、仕事としている人はほぼいません。これは、行政への課題でも記したとおり、ボランティアであることにより活動が不安定化する要因ともいえます。しかしながら、SELF は学校の用務員の受託事業や近年話題となっている部活動の地域移行におけるプロポーザルなどを受託するといった形で行政との結びつきを強め、職員が SELF に専従できる環境を整えています。また、委託を受ける事業も学校関係が多く、学校との結びつきが強いことも大きな特徴といえます。

第三に、地域のつながりを重視して運営している点にあります。地域に密着した活動を展開する中で、NPO 法人といった既存の地域団体ではない団体が活動する時に問題となるのが、地域との結びつきではないでしょうか。運営者の多くの人々が活動範囲の地域に在住しており、また PTA 活動など既に社

会教育に携わっている人もいます。既存の結びつきの中で、世代間のつながりを意識してメンバー集めを行っていることで、事業の継続もスムーズに行われています。

このように SELF の活動は、多くの特徴ある関わりとその運営方法によって、青少年の社会参加が促進され、それが循環しているように見受けられます。特筆すべきは、SELF のメイン事業であるスポーツ教室等が学校を場として開催していることにあります。当たり前のことながら、これまで学校施設は学校教育の場として、生徒が使う場でした。

川崎市の場合も、施設開放事業があり、土日や夜間においてスポーツサークルなどの学校施設利用は行われていますが、NPO 法人が学校施設を舞台として、地域住民のためのスポーツクラブを開催するということは、前章において指摘した課題の多くを克服する活動と言えるでしょう。つまり、青少年にとって身近な場に、多様な興味やニーズを持つ青少年を受け入れる場が存在することで、多くの青少年が活躍する舞台が整うのではないのでしょうか。

3 川崎市立平間小学校

(1) 青少年の社会参加、地域との関わり

平間小学校では、他者信頼、自己有用感、自己肯定感の3つを育むために、地域に根差した教育に取り組んでいます。

学校は「街角コミュニティ・スクール」として位置づけられ、教員が積極的に地域の商店街に出向き、住民との対話を通じて、学校と地域との強固な連携を築いています。この開かれた学校のアプローチは、地域課題に直接的に取り組む子どもたちの意識を高め、学びの場を学校外にも拡張しています。

SDGs を中心とした教育プログラムは、地域の環境問題への意識から始まり、子どもたちが地域改善に向け自発的に行動する力を育てるために導入されました。これにより、地域を大切にする意識が全校的に高まり、子どもたちだけでなく、保護者や地域のおとなたちもこれらの活動に積極的に関与するようになっていきます。

地域との関わりを深める具体的な取組としては、地元のバレーボールチームと連携した清掃活動や、地域の企業と協働するプロジェクトなどがあり、平間小学校では全学年が活動しています。これらの活動は、低学年から始められることで、子どもたちが自然と地域活動に参加し、継続的に関わるのが望ましいとされています。

学校としては、市や企業に期待されるようになってきており、学校と連携したいと申し出てくれる企業が増える一方、教員は負担も増えており、働き方改革との兼ね合いが難しいという課題もあります。

(2) 活動を支えるおとなの関わり

小学校の6年間という長期に渡る、学校を舞台に継続的に関わることになる教職員や同級生・先輩・後輩との協働活動は、ロジャー・ハートの「参画のはしご」を登る好事例と言えます。取組が多岐に渡るために、一様には言えませんが、子どもが主体的に進めている部分もあり、はしごで言うと①～⑧の全てに該当しています。

活動を支えるおとなたちは、初めは子どもたちの活動に対して消極的であったものの、徐々に「自分たちのため、街のため」という意識に変わってきました。教員はSDGsに関する研修を通じて、より効果的な支援を求め、教育現場における改革にも積極的に取り組んでいます。また、地域のおとなたちは、子どもたちの自立を助け、安心して挑戦できる環境を提供することで、子どもたちの活動を積極的に支えています。

このように、平間小学校の取組は、子どもが社会参加を深め、地域との連携を強化するとともに、これを支えるおとなたちが積極的に関与することで、学校と地域の活動双方向の発展を促しています。この事例は、他の学校や地域における教育プログラムのモデルとしても参考になるでしょう。

4 川崎市幸区・横浜磯子区子ども会

(1) 青少年の社会参加、地域との関わり

子ども会に所属する子どもたちへ参加するきっかけをたずねると、誰もが先輩の存在について話をしています。「先輩が格好よく見えたから」、「活動していた人が楽しそうで、その空間に入りたいと思ったから」、「様々なことを恥ずかしげもなく全力でやっている姿を格好いいと思ったから」といった言葉を口にしてしています。そのようなことから「憧れ」が社会参加への第一歩になると感じました。

また、ジュニアリーダーになった子どもは、そこに「やりがい」を感じていると口々に話をしています。「名前を覚えてもらえる」、「自分の地域で声をかけてもらえる」などと自己の存在価値を感じるだけでなく、「人前で話すこと、自己表現の楽しさを学んだ」、「自分が企画したことで子どもたちが笑顔になる」、「学校の成績とは違った、数値では表せない達成感を得られる」など、自分の力を誰かのために活かす意義について感じていることが伺えます。

さらには、「学校等で嫌なことがあっても、子ども会に行くと、先輩やおとなに明るく出迎えてもらえる」、「久々に子ども会に参加しても快く受け入れてもらえる」という点が、安心感につながっているという話がありました。

そこには、子ども会に関わる人たちの存在が大きいと捉えています。中学生になると部活や習い事があり、時間的な余裕がなくなる時期があります。そのような時には子ども会の活動ができず活動を継続するかどうか、悩むことも多いと聞きました。ですが、「優しくしてくれる先輩のところに戻りたい」という気持ちが思い留まらせていたと話しています。

つまり、そこには「受け入れてもらえる存在がいる」、そしてそこに「居場所」があるからだと考えています。また、「おとなで話を聞いてくれる人がいて、相談できる場所があったら、もっと中学生生活が楽だった」という意見もあり、そこには居場所としてのヒントがあると感じています。

子ども会に関わる人は「活動の理解者」とであると、子どもたちは話をしていきます。その言葉に子ども会に参加する子どもたちの自己肯定感を上げる雰囲気を感じます。その雰囲気を肌で感じているから繋がっていくのではないのでしょうか。そのような自然発生的な雰囲気が居場所に繋がると考えています。

居場所がある子どもたちは、次へのステップを踏んでいきます。「自分が学んだことを次の世代へつなげていくことが大切である」と活動を維持することを考えています。

しかし、地域において子ども会の活動内容に対する認知度が低下傾向にあるため、子ども会の活動に対する保護者の理解も低くなっています。また、子ども会に所属していない地域の子どものやおとなに活動を周知することもできない状況が続いてしまっているため、十分な活動ができていない状態です。だからこそ、子どもたちが地域活動に参加するためには、自治体とも協力できる環境づくりが大切なのだということが、子ども会の活動に関する課題の中から伺えました。

(2) 活動を支えるおとなの関わり

子ども会のリーダーからは、子どもたちが住んでいる地域・好きな地域のために活動し、その活動を楽しんでいることが何よりも大事だと言いました。また、リーダーによると子ども会が会員制であるというジレンマはありつつも、活動に興味をもった子どもたちが楽しいと感じられるように支援を続けているとのことでした。そのため、何気なく活動している中でも、褒めることは欠かさないようにしており、それに気づく目を養っていく必要があるという話を伺うことができました。

子ども会での活動は、学校では経験できないことが経験できることがメリットです。学校においても、自分の住み慣れた地域を大事にしていくこと、異年齢と交流できること、多くの人から認められる居場所ができること、こ

れらを経験することはできます。しかし、仲間とイベントを企画運営する楽しさを味わい、人前で自己表現し、自身で成長を実感できること、何よりも幅広い異年齢の方とのコミュニケーション能力を身に付けられ、地域社会への貢献の気持ちを得ることは、子ども会での活動を通して得られるものであります。

お話を伺う中で、子どもたち一人一人が社会を構成する一因であることを認識し、よりよい社会のために自身を成長させる環境が子ども会にはあると感じました。その中で、子どもたち自身の行動が社会的に良い影響を与えていることを実感できるように、そして、子どもたちにとって魅力ある活動が展開できるようにすることが継続の鍵となっていると考えます。そのためには、好きな地域のために、簡単に参加できる仕組みと機会が必要となります。

5 川崎市立金程小学校

(1) 青少年の社会参加、地域との関わり

金程小学校は、市内でも早い時期からコミュニティ・スクールとなっており、委員の方を中心に整備した畑や田んぼなどを学校の授業で利用しています。

授業の中で田畑を耕作しているのは、1・2年生と5年生です。特に、5年生は田んぼでお米を栽培しています。田植えや育て方に困難さが伴うため、そのときに地域のコミュニティ・スクール委員の方が栽培の手伝いをしています。そのため、ヒアリングを行った5年生は、委員の存在について「頼もしい存在」や「できないことも助けてくれる」と話をしています。6年間の教育課程の中で、恒常的に地域の方と関わりを持つことができるのは、特徴的といえます。

2年生の時には、人参の栽培でも委員との関わりを持ち、3・4年生時には、教育課程外である地域の行事の「どんど焼き」に参加することで、コミュニティ・スクール委員との関わりを持っています。

ヒアリングを行った全ての子どもは、地域の方との交流を続けていきたいかという質問に対して、「はい」と答えています。理由としては、「交流することで街がにぎやかになる」や「地域の人との会話がが増えて楽しくなる」、「交流することで相手のことをよく知ることができ、恥ずかしさもなくなる」といった、交流したことにより自身が成長できた側面や良い効果を実感していることなどを理由に挙げています。

子どもたちが発案し、稲作を行っているのは教育課程に示されているからではありません。しかし、コミュニティ・スクールの最大の特徴を活かし、地域に開かれた学校づくりを進める中で地域住民と子どもが恒常的な関わり

りを持つことが子どもの社会参加に繋がっているといえます。

（２）活動を支えるおとなの関わり

こうした社会参加を支えているコミュニティ・スクール委員は、どのような活動をしているのでしょうか。委員は、田畑の下準備などをしていますが、特徴的なのは、学校と委員が話し合いの場を持っている点にあります。以前の活動は、地域住民を中心として活動を進めていた時期もありましたが、進めてきた方々から子どもたちのためにこのままでよいのだろうかという疑問が投げかけられることがあったため、現在は、学校と地域住民の話し合いの場が持たれ、毎年授業などの進め方を一緒に考えています。

また、学校と地域の話し合いの場が持たれているとはいえ、教職員には異動があり、活動の不安定化の要因の一つともいえます。こうした点から活動のシステム化が図られており、その最たるものが農事カレンダーの作成です。どの時期に何を栽培するのか、何を準備するのかといったことを資料として作成し、学校と地域で話し合うことが最初の議題となっているようです。

ヒアリングをしたコミュニティ・スクール委員は「学校の応援団」というスタンスで活動をしていると話していました。学校の応援団である地域住民やコミュニティ・スクール委員によって、教職員の業務としては難しい耕作などの準備を担うことで、より特色ある教育課程となっており、特に、学校と地域が話し合いの場を定期的に持つということは非常に重要な点です。

さらに、地域の行事である「どんど焼き」の開催場所が学校の校庭となっていますが、学校の運営に地域行事の中心的人物が関与することで、より地域に開かれた特色ある教育課程となっています。

また、ヒアリングを進める中で非常に印象的だったのが、理想的な社会参加とは何かを聞いた時に、コミュニティ・スクール委員が「町がにぎやかになることがキーワード」と話していましたが、この点については、子どもたちが地域住民と関わることにより実際に感じた効用だと考えます。子どもが常にいる学校現場に地域住民が関わりを持つことで「街のにぎやかさ」に繋がることは、青少年の社会参加を考える上で重要な指摘になります。

このように、教育課程の中でも社会参加を考えることができます。コミュニティ・スクール委員が元々地域行事の主体者であり、その人が学校運営にも関わりを持つことで、特色ある教育課程を創造できるため、学校と地域の行き来が重要と言えます。

地域と学校が行き来できる制度（コミュニティ・スクール）があり、その運営にキーパーソンとなる地域住民（コミュニティ・スクール運営委員）が積極的に関わることで、両者が地続きとなって青少年の社会参加を促進でき

ている好事例といえます。

6 川崎市立高津高校

(1) 青少年の社会参加、地域との関わり

高津高校生徒会は南武線沿いの清掃活動を自主的に行っており、これは「高津クリーンプロジェクト（TCP）」の活動の1つです。

自分達の街を、自分達の手でより良くしよう！と、毎月2回、放課後に学校周辺のゴミ拾いをしています。

「南武線沿いの景観を改善」や「通学路の安全確保」などを目指し、近隣の企業や保育園と共に取り組んでおり、その姿勢は、行政関係者などからも評価を受けるほどです。

また、ゴミが落ちていて汚いと思っていてもなかなか行動に移せない人がほとんどなので、自主的に行っている人を応援する気持ちもあるのだと思います。生徒は、活動をしている時に「ありがとう」「ご苦労様」と声をかけられると嬉しいと感じたり、活動してきた意義を感じたりしています。

また、TCPに参加することで、自身の成長を実感しています。清掃活動を通して小さなことにも気がつけるようになっていたり、色々な職種の人との出会いを通して、リアルに専門的な話を聞き知見を広げたりしています。

加えて、協力することの楽しさを知り、自分たちが動くことで地域の人と与えられるものがあると喜べることなど、達成感を得られています。この達成感が自身の自信につながり、周りから肯定されることによって、自信が増し、次の活動などへの意欲にもなっています。

生徒一人一人は、TCPの取組は特別ではあっても、自分たちは特別ではないと捉えています。他の生徒も「何かをしたい」と思っている、周りに先導して活動する人がいないことや活動していることが届いていないだけだと考えているようです。

そして、活動している内容や地域との繋がりが多くの人に届いていないことを残念に思っています。生徒たちにとって身近なツールであるSNS（ソーシャルネットワークサービス）にも限界があるため、他の方法を考えていきたいと話しています。

現在、このように生き生きと活動している高校生年代が、大学生年代になっても地域と関わりのある活動が継続できたらよいと考えています。

(2) 活動を支えるおとなの関わり

高津高校生徒会の活動は、生徒に対して教員が何か指示を出して行っているわけではないということでした。生徒たちが自ら外部と話し、活動を行

った後で、教員がその話を聞き、相手側と情報共有を行っているのが現状とことです。

生徒の地域活動のコーディネーター的な役割を担うおとなは、活動によって異なっています。タウンニュースの記者により情報が提供されることが多く、商店街の方が色々な方と繋げてくださっています。しかし、全体をコーディネートする人はいません。だからこそ、教員は、個人的に活動が完結しないようにするために、生徒がいないところでも先方と情報を共有しているそうです。教員の知らないところで生徒が困らないように、裏方としてサポートしています。

高津高校では、「学ぶ力」「自律する力」「実践する力」の3つを「高津で身につけて欲しい力」として取組を進めています。また、校長からのメッセージには“「尊い、大切な存在」 You are precious.”と題して、「あなたは尊く大切な存在」「隣の人も尊く大切な存在」「あなたは必要とされている存在」について語られています。

一人一人が尊い大切な存在であり、あなたが大切な存在であるのと同様に、隣の人も大切な存在であるということ、そして、あなたもあなたの隣の人も社会から必要とされていると伝えています。その上で、あなたができると、隣の人ができることが組み合わせられて、よりよい社会になっていくはずだと語っています。そこに、生徒一人一人が社会を構成する一因であることが説かれています。

教員が生徒一人一人の存在を認め、見守りサポートしていくその姿勢の中で、生徒は成長をしていることが伺え、生徒が活動を通して成長していく過程において、経験知や知見を広めていく様子を、学びを披露する姿を楽しみにしている、そのようなおとなの関わりが見えてきました。

7 視察を通して体感した青少年やそれを支えるおとなたちの姿

今回の5つの団体の視察を通し、社会参加をしている青少年やおとなは、自信に満ち溢れ、ウェルビーイングであることを確認することができました。

各事例を見ると、青少年の社会参加の仕方は多種多様でしたが、おとなは多少の指示はするものの、活動する青少年を基本的には見守るというスタンスであり、活動する青少年が、社会参加をする上で、地域と関わることの大切さを実感できていることや、年齢に応じて段階的に経験することができている点が重要であることがわかります。

おとなはサポートに徹し、活動の企画運営などは青少年が主体的に行うことで、青少年自身が自由に活動することができ、より高い自己有用感を感じていました。また、地域と関わることで、地域の方との繋がりができ、自分が暮ら

す地域への愛着の醸成や地域の方による見守りに繋がっていました。

さらに、年齢に応じて段階的に社会参加の経験をすることで、自分たちでできることが増えたという実感を抱くことができ、新たな活動を始める青少年の育成にも繋がっていました。

以上のように、青少年やおとなが、自らの意思で自分の役割を果たし、自身の能力を新たに発見し、自己有用感を高め、川崎市民としての生きがいを見つけるためには、青少年もおとなも社会参加が必要であり、それを促進していくことがこうした好事例を増やしていくことに繋がるものと考えられます。

第4章 青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的仕掛けづくり（提言）

1 家庭における社会参加の促進に向けた仕掛け

（1）学校や地域、行政の取組、活動拠点の情報周知

＜情報ポータル構築＞

川崎市は、地域や学校で実施される様々な社会参加活動やプロジェクトの集約された情報ポータルサイトを開設する必要があります。

【基本構造として】

このサイトは、活動の目的、方法、対象年齢、日時、場所といった基本情報を明確に提示することで、利用者が求める情報を簡単に見つけられるよう設計され、参加するだけでなく、一緒に活動したいという人向けにも、活動に取り組む団体や地域の代表者に対して気軽に連絡が取れるようにする仕組みも必要でしょう。

【参画のはしごの分類の導入】

ロジャー・ハートの「参画のはしご」をベースにした分類を導入することで、青少年が自分の興味や参加レベルに応じた活動を見つけやすくします。

ただし、活動の優劣を示すのではなく、あくまで参加しやすい形を提供することが重要であり、そのために利用者が参加したいタイプの活動を選ぶためのガイドラインや、推薦システムを設けると良いでしょう。

【インタラクティブなレコメンド機能の導入】

利用者が簡単な質問に答えることで、その回答に基づいた「あなたにお勧めのイベント」を提案する機能を設けます。

この仕組みは、利用者が自分に合った活動により容易に参加できるよう促し、社会参加の門戸を広げる効果が期待できます。

＜定期的な情報更新と効果的なプロモーション＞

新しい活動やイベントの情報は、進行中のものや変更があった場合には迅速に更新される必要があります。

【定期的な内容の更新の重要性】

川崎市が運営する CMS 上に構築した情報ポータルサイトの共同編集者に、PTA や地域の市民団体の代表者を登録することで、行政と市民が一体となってポータルサイトを創り上げることができ、結果として定期的な更新がしやすくなり、利用者が常に情報の鮮度と正確性を保った、最新の情報にアクセスできるようになります。

この仕組みのメリットは、紹介したい情報を主催者から迅速・かつ正確に発信できること、行政側の工数を削減できるところにあり、代表者の登録制

度と記事の承認フローの制度を整えることで容易に実現可能となります。

【マルチチャネルでの効果的なプロモーション】

川崎市の公式 SNS アカウントをはじめ、地域の掲示板や学校の通信など、多様なメディアを活用して情報を広めることが重要です。

特に地域に根差した活動の情報は、地元のコミュニティと密接に関連しているため、その地域に特化したプロモーションが効果的です。

【インタビュー形式の記事の掲載】

活動を主催する人々の熱意や目的を紹介するインタビュー形式の記事を掲載することで、活動への理解を深め、より多くの参加を促すことができます。また、地域特有の問題に焦点を当てた記事や、成功事例の紹介も参加意欲を高める助けになるでしょう。

(2) 親子で参加可能な社会参加に向けた導入的イベントの開催

＜ファミリーデーの導入＞

保護者（おとな）への社会参加の機会を設けるために、年に数回、親子で参加できる地域清掃活動、植樹祭、スポーツイベントなどのファミリーデーを実施することを提案します。

これにより、親子が共に地域活動に参加する楽しさと重要性を体感でき、子どもたちの社会参加意識が育まれます。これはロジャー・ハートの「参画のはしご」の①、②に相当します。

ファミリーデーは、広域で開催するのが相応しく、行政区 PTA や行政区地域教育会議と連携すると良いでしょう。ファミリーデーをきっかけに参画のはしごを登るためには、(3)「PTA や地域教育会議を活用した「おとなの繋がり」の創出」において各学校 PTA や中学校区地域教育会議（地域学校協働本部）と連携した取組に繋げていく必要があると考えます。

＜初心者向けワークショップの開催＞

社会参加が初めての家庭を対象に、簡単で楽しい活動から始められるワークショップを開催し、段階的に参加の幅を広げていく支援を行います。

子どもの幼少期に保護者が子どものためを思っ
てとかく口を出しすぎる傾向があるため、乳幼児や
小学校低学年の保護者に向けては、川崎市の「子
どもの権利に関する条例」の理解促進も欠かせませ
ん。こども未来局青少年支援室で制作している「子
どもの権利ドリル」を活用した保護者向けの啓発活



動を実施していく必要があります。

(3) PTA や地域教育会議を活用した「おとなの繋がり」の創出

<PTA と地域教育会議の連携強化>

PTA や地域教育会議を通じて、教育関係者や地域のリーダーが一堂に会し、定期的に会議を開催することで、子どもたちの社会参加を促進するための計画を練る場を設けます。

前述の「子どもの権利ドリル」を使ったワークショップを PTA の家庭教育学級で実施できるように「川崎市 PTA 連絡協議会」や「地域教育ネットワーク推進会議」への働きかけや、各中学校区の地域教育会議が主催する「子ども会議」や「教育を語るつどい」の中で実施できるように川崎市教育委員会と連携することも必要です。

<共同プロジェクトの推進>

学校と地域が協力して、地域の問題を解決するプロジェクトを立ち上げることで、おとながモデルとなり、子どもたちに社会参加の楽しさ（意義）を教える機会を提供します。

川崎市には大小様々な団体が地域課題を解決すべく活動を展開しているため、(1)に記載の情報ポータルサイトでの情報発信と運営側として参加・協力できる仕組みを通して「おとなの繋がり」を創り出します。

一例として、不登校児童・生徒の居場所づくりとして「トーキョーコーヒー (<https://tkcf-tokyocoffee.com/>)」という団体が全国的な活動を展開しており、川崎市にも数か所拠点が立ち上がっています。「トーキョーコーヒー」は「問題は子どもの不登校ではなく、おとなの無理解」という視点から教育を考え、学んでいます。そして子育てや教育、ひいては本当に豊かな社会についておとなが考え、対話を生むための活動を展開しています。

子どもの居場所というどうしても、直接的に子どもたちを支援するような活動を思い浮かべますが、おとなが繋がる（社会参加）ことを居場所づくりの入り口としているという点でトーキョーコーヒーの活動は革新的です。

このような団体と行政がタッグを組み、そのノウハウを市内の PTA や地域教育会議へ広めていく活動も有効と考えます。

<中学校区や行政区子ども会議の発展>

青少年が社会において実質的な影響力（ロジャー・ハートの参画のはしごでの⑦や⑧）を持つためには、青少年を社会の一員として扱い、その声を政策に生かすための具体的なステップを踏むことが重要です。

市内の中学校区や行政区の子ども会議がこれらの取組を進めることによって、青少年の社会参画が促進され、より活力ある地域社会の発展に寄与することが期待されます。

2 学校における社会参加の促進に向けた仕掛け

(1) 地域教育コーディネーターとの信頼構築

地域教育会議における地域教育コーディネーターは、地域と学校をむすび、活動を通じて元気にしていく大切なキーパーソンであり、このコーディネーターの設置により、川崎市は「中学校区地域教育会議の安定的・持続的な運営」、「地域と学校のパートナーシップの促進」、「地域と学校の情報共有に基づく地域教育活動や地域学校協働活動の推進」をめざしています。

「地域教育会議」と「コミュニティ・スクール」については、運用上では双方に関わる地域住民も多いことから、役割分担に対する認識の共有が不足していることが現状であり、相互の役割と役割分担に対する理解を深め、地域と学校がよりよい関係をつくりながら一体的に運営していくことが大切です。

そのためにも、地域教育コーディネーターが中心となり、地域と学校がお互いの活動を知り、顔の見える関係で連携できるようにしていく信頼関係を構築していく必要があります。

こうした取組を一つ一つ積み重ねていくことで、学校を中心に子どもたちの安心・安全が守られると同時に、より一層、学校と地域とのかかわりが深まると考えています。

(2) 地域支援担当の教員加配による効率的・効果的な教育活動

地域教育コーディネーターを中心に、地域と学校が連携していく上で、学校側にも担当者が必要となります。

現在、小中学校においては教務主任や生徒指導担当がその役を担っていることが多いため、たくさんの業務を抱える中で、その対応をすることは簡単なことではありません。また、多くの情報を教職員間で共有しながら学校運営をすることの難しさもあります。

岡山県では、既に「おかやま子ども応援事業」として、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校力・地域力の向上を図る事業を推進しています。その中で、地域支援担当として学校事務職員がそれを担うという取組もあります。

また、鳥取県・徳島県・滋賀県においても同様に事務職員を地域との連携担当として位置づけ、推進を図っている事例もあります。

さらに、栃木県においては、地域連携担当教員の条件の中の一つに「社会教育主事の資格を有する者」が挙げられており、昭和 61(1986)年から全ての公立学校に社会教育主事有資格者が配置されるよう、計画的な養成を進めており、「地域との交流活動の企画・運営」への意識が高くなっています。

こうした事例から考察してみると、教務主任やクラス担任・担当教科を持つ教員ではなく、地域連携担当教員が加配されることにより、担任をもつ教員が子どもと向き合う時間が確保され、地域の特性を生かした教育活動を、効果的・効率的に展開することに繋がっていくと捉えています。

(3) 中高生に対する生活ボランティア体験実習のさらなる充実

学校教育法では、小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動の充実に努めることとされており、小・中学校の学習指導要領においても、総合的な学習の時間や特別活動で、ボランティア活動を取り扱っています。また、高校では、学習指導要領に基づく高校の教育活動としてのボランティア活動の他に、学校外のボランティア活動について、校長の判断により単位を認定できるとされています。

さらに、大学等においては、それぞれが自ら掲げる教育理念・目的に基づき、カリキュラムなどの教育内容を自主的・自律的に編成することとされ、これに基づく授業を行い、単位を付与している状況があります。

こうしたことから、平成 15(2003)年度以降、ボランティア活動を教育活動に位置付けて取り組んでいる高校もあり、例えばボランティア活動では 30 時間分の活動に対して 1 単位取得といったように受験先に提出する「調査書」などにも認定する制度を取り入れている高校もあります。

現在、中学校では職場体験が総合的な学習に時間に位置付けられ、生徒は地域に出向き体験活動をしています。生徒は、その活動を通して自己肯定感や自尊感情を高めたり、自分の将来について考えるきっかけにしています。これが、ボランティア体験実習となれば更なる効果が期待できます。

(4) 地域と学校が協働しているカリキュラムの可視化

小学校では、1 年生は「つうがくろうをあるこう」、2 年生は「まちたんけん」などの生活科の学習の時間において、3 年生以上になると社会科や総合的な学習の時間において、地域や地域の方々が関わっている授業がたくさんあります。

中学校でも、職場体験を計画的・系統的に取り組んでいたりと、外部講師を招聘し様々な体験活動を展開したりしています。

これらの取組をカリキュラムの中で、社会参画することと結びつけ可視化

することが必要であり、その結果として意識の変容がみられるのではないかと考えられます。

視察した平間小学校では、地域の商店街と子どもたちが一緒になってゴミ拾いをしていたり、企業と連携して物づくりをしたりしています。また、高津高校においても、生徒が中心となり川崎市や企業と連携し取組を進めています。このような好事例を横展開していく必要もあると考えています。

(5) 教職員向けの研修・研究会等の再検討

教職員向けの研修では、様々な取組が行われていますが、子どもたちの社会参加・社会参画を目指すような内容は多くはない状況です。

また、不登校児童生徒への対応や居場所についての研修も充実してきていますが、子ども一人一人の状況やニーズが異なるため、社会的自立を目標としつつもその具体的な方法は、明確になっていない状況です。

こうした状況の中でも、教職員が児童生徒に寄り添うこと、学校とつながりを持つことは大切です。

川崎市では、令和4(2022)～令和7(2025)年度の4年間で、第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画に取り組んでおり、今後は、令和8(2026)年度からの10年間で取り組む内容等について検討し、新たにかわさき教育プランが策定される予定です。

この中で、「キャリア在り方生き方教育」と「かわさき共生*共育プログラム」等が目指すものについて、再度示しながら、学校での取組について研修を行っていくことにより効果をあげることができるのではないかと考えます。

第2章でも述べたように、近年、教員が学ぶ意欲が低下していると感じます。次から次へ新しい取組が導入されることにより、自身を振り返る時間が減り何をを目指すのかを見失っている教員もいると考えられます。教員が主体的に学ぶためにも、研修・研修会等の在り方の再検討を望みます。

3 地域における社会参加の促進に向けた仕掛け

(1) 情報活用に係る新たな工夫・仕掛け

<青少年から期待される情報の開発>

地域に住む青少年が社会参加しやすく、また、容易に関心を持ち、全体や詳細を理解・把握できるようになるためには、生じた疑問に対する回答がすぐに得られるように情報が網羅されたシステムの確立が必要であり、さらに、情報の共有方法の改善や情報の選択肢の幅の拡大等を検討することが求められます。また、担当部署と社会参加を求める青少年個人間の情報共有のた

めの仕組みの開発も急務であると考えます。

＜情報連携に係る組織・部署の必要性＞

多様な社会参加を可能とする包括的・継続的仕掛けづくりの基盤整備に向けて、各区役所・各局・関係諸施設間の情報連携はもとより、地域に住む青少年からの発信を素早く的確に捉え、以後の情報共有にも迅速に対応するため、より身近な区役所内に担当する部署等を設置すべきと考えます。

また、それを統括するセンター的な部署をこども未来局内に置くことが必要であり、7区役所とこども未来局の担当部署がそれぞれ事務局として同一の情報を共用することが求められます。

＜期待されるこれからの情報発信・提供のしくみづくり等について＞

青少年の社会参加は、時間的にも空間的にも無限の広がりを持つものです。時は留まることを知らず、未来はあっという間に現在に近づき、また過去へと移行行きます。そうした中で、現在の青少年と過去の青少年が一堂に会することや、市外、国外の青少年との交流等にも期待したいところです。

また、市内には様々な環境に置かれた青少年、年代・年齢の異なる青少年が存在しています。こうした青少年一人ひとりが持つ多様な思いが社会参加へのモチベーションとなることから、その全てを包括的に捉えていくため、多様なニーズに柔軟に応え得る情報を随時提供していくという包括的な情報発信・提供の仕掛けづくりに積極的に取り組んでいかななくてはならないと考えます。

（２）青少年の社会参加に係る地域社会への期待

＜誇り高い地域の自覚を持った社会参加の促進への期待＞

地域における今後の青少年の社会参加の促進にあたっては、地域社会が新たな社会構築に向けて未曾有の可能性を有していると考えています。

地域とは、その地に生まれた命が健やかに成長し、成人して、また尊い命を授かる親となってその子を守り育てていく…この永遠なる人類繁栄の循環モデルの母体となりうるものであり、それは地縁で繋がれた無数の生き方モデルとなる老若男女間に生ずる相互支援関係で組織された「善意のゆりかご」です。

また、地域社会は、家庭・学校といわゆる一般社会を結ぶ要でもあり、不特定多数のボランティアとその精神で支えられていると同時に、多種多様な生活をおくる人々の世代を超えた包括性にあふれた社会でもあり、時間をかけながら、前述もしくは次節で触れているような具体的な仕掛けの整備に努めていくことで、必ず、全てを柔軟に享受しながら社会参加を進めることができると考えています。

＜「人のお役に立ちたい」そんな青少年のやりがい社会参加を促進する＞

お手本となる数多くのボランティアに支えられる地域だからこそできることがあり、地域からの社会参加促進の手立ては先にも述べた「善意」です。

地域の中では、年長世代が年少世代の面倒を見て、助言して、手を差し伸べて、それに救われた年少世代が感謝し、真似し、力をつけていく。まさに年長者を見て年少者が育つ、他世代から学んだことを、多世代が相互に支え合ってきたのが地域であり、一般的には「地域貢献」と呼べるようなものです。

家庭での家族や、学校での先生や友達に対して、若干離れた距離感で接する地域での独自の関係性が、青少年の自己有用感ややりがいを鼓舞させ、結果そこに関わる青少年の多くが、ウェルビーイングなるものを体得するのだと思います。

こうした体験をした青少年は、次も社会参加の体験を重ねるはずであり、今度はおとなとしての立場で、年少者の社会参加を支援していく役割を担う、そうして重ねられたやりがいこそが、地域活性の源となっていくのだと考えます。

地域におけるこうした多世代間での相互支援システムの確立が、また青少年の社会参加をさらに促進させる力となると考えています。

4 行政における社会参加の促進に向けた仕掛け

（１）川崎市の青少年施策全体を横断的に俯瞰した形で組織的に取りまとめていくセンター機能を有した部署の設置

第２章にも記したとおり、情報が一元化されていないため、青少年施策に関する情報が集めづらいというえに、届きにくい状況にあります。

青少年施策の多元化は歓迎されるべきことですが、青少年施策の多元化により生じる課題を解決するために、センター機能を有した部署の設置を求めます。多元化する青少年施策の情報などを集約する部署を設置し、情報を一元化することで、誰でも簡易にアクセスできるようにするためです。

そうした部署が市に１つではなく、区に１つあることで、地域の青少年の情報が集約できます。また、地域現場と青少年施策の中心的存在である川崎市こども未来局や国の中央官庁とを繋ぐためにも、行政区（区役所）内に設置されるべきであると考えます。

また、現状として地域社会に一番根付いている場として捉えるならば、各中学校区に現存しているこども文化センターがありますが、現状のままでは、その機能が地域現場として地域ニーズを取りまとめるものとして十分でな

い状況も考えられます。

青少年施策に関するセンター機能を区単位で設置することで、地域現場の機能を充実させながら、さらにセンター機能と連携し、地域のニーズや区ごとの特色を活かした青少年の社会参加を促す包括的かつ継続的な取組の土壌が整うものと考えます。

（２）青少年支援を行う地域団体同士の連携支援（ネットワークづくり）

こうした部署を設けることで、もう一つの効用が生まれます。それは、ネットワークづくりの中心を行政が担うことができ、多元化的な青少年施策を実施している者もそれに取り組んでいる青少年も連携できることです。

これまでは、担当している部署が異なるため、各団体の交流も頻繁に行われているとは言えない状況でした。例えば、地域の子どもが加入していた子ども会は、近年加入者減少の一途をたどっています。

こうした課題は、地域で長年関わってきた団体においては、どの団体にも見られる状況です。加入者などの減少により、団体の体力が無くなる一方で、NPO など団体は持続性や目的に特化し、これまでにない活動を繰り広げています。

長年、地域に根差した活動をしていた団体と NPO などの団体が連携することで、地域の活性化に貢献できると考えられます。

その団体間の出会いの機会を創るのは、センター機能を有する区ごとに設置されるべき部署の機能になります。区ごとにそうした部署を設置するべき理由はこうしたネットワークづくりに寄与するためでもあります。

（３）大学とのインターンシップ制度の連携強化

一方で、第２章にも記したとおり、各団体による青少年の支援は非常に属人的な部分に帰するため、活動が不安定化する場合があります。

地域社会では小学生から 25 歳ぐらいまでの年代層が存在し、かつ行き交っており、地域における青少年の社会参加の促進を考えた場合、包括的に各年代の青少年をある程度の専門性をもって支援していくおとなたちを育成することと並行し、18 歳～25 歳程度の者が年少者世代（小学生から中学生世代）を支援しながら、リードしていくという支援サイクルを定着させる必要があります。

この関係は、おとな対青少年の関係ではなく、青少年対青少年の相互発達支援関係となります。本意見具申書では、子ども会へのヒアリングを通して、こうした関係性に注目していますが、こうした取組が各社会参加の機会にある程度取り入れられることを強く望みます。

また、青少年の現状を踏まえて、これまでの課題に即した場合に、一つの施策として、「大学とのインターンシップ制度」を導入し、活用することを提案します。これは包括的仕掛けづくりの一例でもあり、課題でも記したとおり、人的要素によって社会参加の機会が失われていくことがないようにするための提案です。

例えば、前期（第 31 期）の意見具申書において、多摩区ソーシャルデザインセンター(SDC)への視察を通して、大学生世代の力について言及しているとおり、大学生には、概してある種の専門性や学びを活かす社会参加意欲の高い青少年が多いと推測されます。大学生は、インターンシップ制度を導入することで、社会参加自体の核を担うことも可能となり、年少者へのサポーター・支援者として機能することも十分に考えられる期待の人材です。

これまでも、各団体の中で大学との独自のパイプを構築して、大学生を受け入れている団体はありますが、あくまでも独自の団体であるため、全ての団体、特に大学生世代を必要とする団体が、インターンシップとして大学生を受け入れているわけではありません。

過去の青少年問題協議会の中でも、「ナナメの関係性」として大学生世代に注目をしていました。例えば、前期（第 31 期）の意見具申書にも記載したとおり、多摩区 SDC には大学生が多く、地域に密接した活動を展開しています。こうした大学生世代の力は、青少年施策において必須であることから、前項で述べた行政のセンター機能を有する部署が大学との窓口となり、インターンシップ生を受け入れる素地があると良いのではないかと考えます。

（４）青少年支援ボランティア及び人材や拠点を整備推進していくコア人材の養成と世代間の継承

青少年を支援する活動が不安定化する要因として、先の課題で記したとおり、人が年を取り高齢化していくことに対して、各支援組織内の人事刷新と新たな人材養成の不足が挙げられます。

また、時代の変遷とともに求める目的や真理等も変容していくことが十分に考えられるので、時流に合わせた、時にはそれを超越した視点を持てるようなスキルアップがおとなたちにも青少年にも大いに期待されます。

ある程度継続的に関わってくれるファシリテーターなどの専門家を迎えて、青少年の社会参加を継続促進していくコア人材となり得る、またはコア人材への伝承者となり得るおとなたちや年長世代の青少年を、支援・リードしていけるサポーター等を、ある種のサイクルをもって養成していくことが極めて重要な継続的仕掛けとなります。

そのため、青少年施策の一元化された部署が各団体で活躍する、もしくは

今後活躍するであろう「コア人材」を養成する講座を開催することで、属人的な運営をより制度化できると言えます。

前期（第31期）の意見具申書で視察した「川崎市子ども会議サポーター」は、サポーター養成講座を受講し、サポーターとして活動をしています。このサポーター制度は、「川崎市子ども会議」の独自の制度であり、他都市の子ども会議でも類を見ない制度となっています。養成講座で質を担保しながら、日々子ども会議で参加している子どもと関わることで、サポーター業務の研鑽に励んでいます。

また、「コア人材」の養成を行うにあたっては、ライフサイクルに合わせた地域への関わりが重要といえます。このライフサイクルと地域の関わりについて、NPO法人あかい屋根（以下「あかい屋根」と記す。）の理事長である阿部克義氏に聞き取りを行いました。

阿部氏は、現在、あかい屋根が運営を行う菅生こども文化センター周辺に生まれ、子ども時代は、利用者としてこども文化センターを利用し、中高生時代には、同センターが主催するキャンプのリーダーとして参加しており、まさに本意見具申書が考える理想的な青少年の社会参加をしていました。

その後、川崎市職員となり、こども文化センター職員、市役所の青少年支援室などで青少年行政に携わり、職員時代も菅生こども文化センターや周辺地域との関わりを続け、現在、あかい屋根の理事長となっています。

阿部氏の経歴を踏まえると、ライフサイクルに応じた地域（区よりも小さい範囲＝今回で言えばこども文化センター周辺のエリア）との関わりを実践していることが分かります。

また、阿部氏が中高生時代にこども文化センター主催のキャンプにリーダーとして参加していますが、そのリーダーは引き継がれ現在も活動を続けています。

このように、ロジャー・ハートの「参画のはしご」を登ることと地域で世代ごとにその取組が引き継がれる循環があることがわかります。この二つが地域へ青少年の社会参加を促進し、包括的なものとなり得る要素ではないかと考えます。

また、前項でも記したとおり、地域の団体は会員数不足に伴い、運営者不足にも陥っています。運営の中心を担う人の高齢化が進んでいる団体もあることから、養成講座などを開催することにより、各団体のコア人材を育成し、不安定化要因を取り除くことができ、こうした講座を開設することで、世代間の継承にも一定程度の効果が期待できます。

今後、川崎市では、青少年施策に関する情報などの一元化とそれに伴う各団体の連携強化を図るとともに、養成講座を開催することなどにより団体の

中心的人物を養成する役割を担う部署を各区に設置することで、これまでの青少年施策をさらに発展させることができると考えます。

一つの手法として、これまで各区の地域振興課では、地域の各種団体（町内会や青少年指導員など）の事務局機能を担ってきました。今後は、この部署を含めた各区の機能を整理することで、こうした役割を果たすことができるのではないかと考えられます。

さらに、区ごとに設置された部署が中心的な役割を担いながら、こども文化センター周辺の地域単位で、青少年の社会参加を促進できる取組がより多く行われていくことが重要と言えます。

第5章 総括

～総括にあたって～

今期の青少年問題協議会では、「青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的仕掛けづくり」という主題を設定し、副題を「～家庭・学校・地域・行政からできること～」としましたが、これまでの第26期から第31期までの意見具申で提案してきたことを踏まえ、「まず変わるべきはおとなである」を再認識し、改めて本市における社会参加を以下のように定義しました。

「すべての市民が幸せに暮らす川崎市を創造するために、安心安全な居場所や目的を共有した仲間や団体と協働し、自らの意思で自分の役割を果たすことで自身の能力をあらたに発見し、自己有用感を高め、川崎市民としての生きがいを見つける」

この定義に則り、社会参加を促進するためにロジャー・ハートの「参画のはしご」の視点を用いて、青少年やおとな、行政機関や民間団体の取組を可視化し、俯瞰的・客観的に分析することで、問題点や改善点が明確となりました。

この視点で明らかになった問題や課題を解決し、青少年の多様な社会参加を促進するための仕掛けについて議論を重ねた結果、包括的かつ継続的な仕掛けは家庭・学校・地域・行政の具体的な連携・協力が不可欠であり、「四位一体」、「四方よし」で取り組む必要があることを確認できました。そして、第32期において、4つの視点から既の実施している取組をより継続的に、より包括的に実施していくための方策を提言することができたことは、非常に価値があることです。

本章では、それらの議論について、課題分析とそれを踏まえた提言を中心として、内容の要点を整理し、総括といたします。

※ロジャー・ハート「参画のはしご」の視点を用いたマトリックス分析

ロジャー・ハートの「参画のはしご」を用いて対象年齢と参画の段階に応じた取組の数を行政と民間団体で整理し、それぞれの特徴を可視化しました。可視化をすることで客観的・俯瞰的に現状や課題を把握することができ、本市の社会参加を促進するために非常に有意義なものになります。可視化をすることで明らかになった課題は、(1) 段階が低い取組の不足、(2) 段階が高い取組の不足、(3) おとなに対する事業の不足、(4) 事業の橋渡し役の不在の4点です。これらの課題を解決していくことが本市の青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的仕掛けづくりとなるため、この視点を踏まえた検証を行ったことが、今期の大きな特筆すべき点となりました。

～本市における青少年の社会参加の促進に向けた課題～

本市における青少年の社会参加の促進に向けた課題について、家庭・学校・地域・行政の4つの分野から整理したものは表のとおりです。

	本市における青少年の 社会参加の促進に向けた課題
家庭	(1) PTA、子ども会などへの加入に対する選択 (2) 保護者（おとな）の地域行事への参加機会の喪失とその影響 (3) 子どもの権利に対する保護者の意識の醸成
学校	(1) 地域とともにある学校体制の構築 (2) 子どもに向き合える時間の確保 (3) 中高生の社会参加に対する課題 (4) 実践に繋がる研修・研究会の実現
地域	(1) 地域社会が持っている機能 (2) 青少年の社会参加に向けて ①情報（資料）に係る課題 ②場（活動拠点等）に係る課題 ③人（人材）に係る課題 (3) おとなの主体的な参加支援 ①おとなの生活実態と社会参加支援 ②地域の現状と社会参加支援
行政	(1) 情報の一元化・情報へのアクセス (2) ボランティア市民(サポーター人材)の育成・継承 (3) 活動拠点の不足・維持

<家庭から見た課題>

- PTAの性質や役割に対する認識の変化と参加率の低下傾向
- 保護者の地域行事への参加機会の喪失、それに伴うおとなたちの社会参加に対する消極的姿勢と子どもたちの参加意欲の低下
- 子どもたちの自主的かつ積極的な姿勢や意思について、保護者が尊重し、温かく見守ることの必要性（子どもの権利の意識の醸成）

<学校から見た課題>

- 「コミュニティ・スクール」と「地域教育会議」の実際の運用の中での一体的運営
- 教員の業務多忙化により、子どもと向き合える時間が欠如
- 情報不足やサポート不足などの中高生の社会参加に対する障壁
- 子どもの社会参加・社会参画の実践を見据えた研修等の充実の必要性

＜地域から見た課題＞

- SNS の普及、教育の高次化等、社会状況の変化の影響から、青少年の社会参加の促進に向けて機能すべき地域社会の在り方を危惧
- 青少年の社会参加のための情報の不足、地域の活動拠点の不足
- おとなたちのゆとりがないことによる青少年の社会参加支援の困難さ

＜行政への課題＞

- 青少年の社会参加を促進する取組が多面的であるがための、情報へのアクセスが困難な状況
- ボランティア団体の運営が属人的な部分が多いことによる、運営・継承の不安定さ
- ボランティアの活動拠点の不足

～青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的仕掛けづくりの提言～

「本市における青少年の社会参加の促進に向けた課題」を解決するために、「青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的仕掛けづくり」として提言した内容は以下の表のとおりです。

	青少年の多様な社会参加を可能にする 包括的・継続的仕掛け
家庭	(1) 学校や地域、行政の取組、活動拠点の情報周知 (2) 親子で参加可能な社会参加に向けた導入的イベントの開催 (3) PTAや地域教育会議を活用した「おとなの繋がり」の創出
学校	(1) 地域教育コーディネーターとの信頼構築 (2) 地域支援担当の教員加配による効率的・効果的な教育活動 (3) 中高生に対する生活ボランティア体験実習のさらなる充実 (4) 地域と学校が協働しているカリキュラムの可視化 (5) 教職員向けの研修・研究会等の再検討
地域	(1) 情報活用に係る新たな工夫・仕掛け 青少年から期待される情報の開発 情報連携に係る組織・部署の必要性 期待されるこれからの情報発信・提供のしくみづくり等について (2) 青少年の社会参加に係る地域社会への期待 誇り高き地域の自覚を持った社会参加の促進への期待 「人のお役に立ちたい」そんな青少年のやりがい社会参加を促進する
行政	(1) 川崎市の青少年施策全体を横断的に俯瞰した形で組織的に取りまとめていくセンター機能を有した部署の設置 (2) 青少年支援を行う地域団体同士の連携支援（ネットワークづくり） (3) 大学とのインターンシップ制度の連携強化 (4) 青少年支援ボランティア及び人材や拠点を整備推進していくコア人材の養成と世代間の継承

＜家庭における社会参加の促進に向けた仕掛け＞

- 地域や学校で実施される活動の目的、方法、対象年齢、日時、場所などの基本情報が集約された情報ポータルサイトの開設、定期的な情報更新とプロモーション
- 親子で参加できる地域清掃活動、植樹祭、スポーツイベントなどのファミリーデーの実施や、初心者向けワークショップの開催
- PTAと地域教育会議の連携強化、学校と地域が協力して地域の問題を解決する共同プロジェクトの推進、子ども会議の発展

＜学校における社会参加の促進に向けた仕掛け＞

- 地域学校コーディネーターとの信頼構築、地域と学校のよりよい関係性に基つき、「地域教育会議」と「コミュニティ・スクール」を一体的に運営
- 地域の特性を生かした教育活動を効果的・効率的に展開するために地域支援担当の教員を配置
- 中高生に対する生活ボランティア体験実習のさらなる充実
- 地域と学校が協働しているカリキュラムの可視化や子どもたちの社会参加・社会参画に関わる教職員向けの研修・研究会等の再検討

＜地域における社会参加の促進に向けた仕掛け＞

- 地域に住む青少年が社会参加しやすく、関心を持つことができ、全体や詳細を理解・把握できる情報システムの構築、身近な区役所による情報発信とこども未来局による統括
- 地域社会とは、家庭・学校といわゆる一般社会を結ぶ要であり、不特定多数のボランティアとその精神に支えられているものであり、地域社会は新たな社会構築に向けて未曾有の可能性を有していると期待
- 家庭での家族や、学校での先生や友達よりも若干離れた距離感で接する地域における独自の関係性が、むしろ青少年の自己有用感ややりがいを鼓舞、地域におけるこうした多世代間での相互支援システムの確立が青少年の社会参加をさらに促進

＜行政における社会参加の促進に向けた仕掛け＞

- 青少年施策の多元化の課題解消のために、川崎市の青少年施策全体を横断的に俯瞰した形で組織的に取りまとめるセンター機能を有した部署の設置
- 長年、地域に根差した活動をしてきた団体とNPOなどの団体の連携支援を行うことで地域の活性化に貢献
- 18～25歳の者が年少者世代（小～中学生世代）を支援し、リードする支援サイクルを定着していくために、大学のインターンシップ制度との連携強化
- 青少年支援ボランティア及び人材や拠点を整備推進していくコア人材の養成と世代間の継承

～最後に～

川崎市青少年問題協議会の第 32 期の協議題を検討するにあたり、改めてその範囲の広さを実感しました。たとえば、対象となる「青少年」の範囲です。乳幼児から 30 歳前後までを対象とすると保護者の影響や職業・働き方などの影響も考えられます。そこで今期では、小学生から大学生までを対象とすることとし、「家庭・学校・地域・行政」の立場から、実施状況や問題・課題について、ロジャー・ハートの「参画のはしご」を用いながらマトリックス分析を行い、現状を整理することができました。

また、「社会参加」あるいは「社会参画」という考え方も広範囲です。今期では、ロジャー・ハートの「参画のはしご」を参考にしながら「社会参画」を上位目標にしつつも、まずは本市の青少年の「社会参加」を促進するための具体的なアクションを起こすための提言をしていくこととしました。そこで川崎市における社会参加の定義を「すべての市民が幸せに暮らす川崎市を創造するために、安心安全な居場所や目的を共有した仲間や団体と協働し、自らの意思で自分の役割を果たすことで自身の能力をあらたに発見し、自己有用感を高め、川崎市民としての生きがいを見つける」とし、この定義を踏まえ、青少年の社会参加を促進したいと考えました。

さらに、青少年の社会参加として、様々な成功モデルが川崎市内で取り組まれているため、その内容や課題などを参加者と支援しているおとなにヒアリングし、提言への参考にすることにしました。

以上を踏まえ、現状分析により成功要因や課題を整理し、課題解決をしていくための具体的な方策を「家庭・学校・地域・行政」ごとに提言したものが今期の意見具申書となります。

過去の第 31 期の提言は、青少年の社会参加について、誰が・いつ・どこで・どのように実行し、何が問題・課題で滞っているのかを検証したのですが、今回の検証でさらに、現状を俯瞰的・客観的に捉えるためにロジャー・ハートの「参画のはしご」から考える本市の社会参加を促す取組について、世代ごとの整理（マトリックス分析）を行ったことは、非常に有意義な視点になったと考えます。

今期での提言に対して優先順位を決め、実行可能なところから実行し、実行しながら問題・課題を把握・解決していくような柔軟な取組を求めます。今期での提言が絵に描いた餅にならないためにも、「家庭・学校・地域・行政」が連携・協力することで具体的に実行が可能となり、青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的な仕掛けづくりに貢献できると考えています。

資 料

地方青少年問題協議会法

発令　　：昭和28年7月25日法律第83号

最終改正：平成25年6月14日号外法律第44号

改正内容：平成25年6月14日号外法律第44号[平成26年4月1日]

○地方青少年問題協議会法

[昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号]

[総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名]

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三十一日法律第一六号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八

条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○川崎市青少年問題協議会条例

昭和33年12月 3 日条例第26号

改正

昭和35年 4 月 1 日条例第12号
昭和37年 3 月31日条例第 5 号
平成 9 年 3 月31日条例第 2 号
平成12年12月21日条例第57号
平成19年12月19日条例第52号
平成27年 3 月23日条例第 2 号
平成27年12月17日条例第74号

川崎市青少年問題協議会条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）
第 1 条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）
を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第 2 条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第 2 条に規定するところによる。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 本市職員

3 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会

長の職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したとき解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第7条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 協議会の事務を処理するため事務局をこども未来局に置く。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第9条中川崎市青少年問題協議会条例第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第57号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成19年12月19日条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日
- (2) 第3条の規定 平成27年6月1日
- (3) 第19条の規定 平成27年7月1日
- (4) 第7条の規定 平成28年4月1日
- (5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日
- (6) 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日
- (7) 第6条の規定 平成28年9月1日
- (8) 第5条の規定 平成28年10月1日
- (9) 第8条の規定 平成28年11月1日

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○川崎市青少年問題協議会条例施行規則

昭和33年12月 3 日規則第35号

改正

昭和35年 3 月15日規則第 8 号
昭和37年 5 月19日規則第23号
昭和38年 8 月26日規則第52号
昭和39年 9 月14日規則第56号
昭和43年 7 月18日規則第68号
昭和46年10月15日規則第73号
昭和47年 3 月31日規則第71号
昭和48年 3 月31日規則第24号
昭和58年10月14日規則第76号
平成 9 年 3 月31日規則第11号
平成10年 6 月26日規則第48号
平成12年 7 月26日規則第98号
平成14年 3 月29日規則第31号
平成20年 3 月31日規則第16号
平成22年 3 月31日規則第10号
平成28年 3 月31日規則第26号
平成30年 3 月30日規則第33号

川崎市青少年問題協議会条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、川崎市青少年問題協議会条例（昭和33年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項第 3 号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 神奈川県警察川崎市警察部の職員
- (2) 横浜家庭裁判所川崎支部の職員
- (3) 横浜保護観察所の職員

- (4) 神奈川県政策局政策部の職員
- 2 条例第3条第2項第6号の本市職員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 市民文化局長
 - (2) 健康福祉局長
 - (3) こども未来局長
 - (4) 教育次長
- (事務局)

第3条 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1名

書記 若干名

- 2 事務局長は、こども未来局青少年支援室長をもって充てる。
 - 3 書記は、本市職員のうちから市長が任命する。
 - 4 事務局長、書記は、会長の命を受けて局務を処理する。
- (その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年3月15日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年5月19日規則第23号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年8月26日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年9月14日規則第56号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年7月18日規則第68号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年10月15日規則第73号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和46年10月15日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日規則第71号）

この改正規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日規則第24号抄）

（施行期日）

- 1 この改正規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月14日規則第76号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月26日規則第48号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成12年7月26日規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第31号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第16号抄）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第33号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第32期川崎市青少年問題協議会 これまでの協議過程

全体会	議事内容
第1回（令和4年10月17日）	・第31期の振返り及び第32期の進め方の確認と協議題・調査専門委員の選任

協議題・調査専門委員会	議事内容
第1回（令和4年11月29日）	・正副委員長の選出 ・過去の意見具申内容の説明と委員間の自由討議・意見出し
第2回（令和5年1月18日）	・前回の討議を踏まえた、協議題（案）の検討
第3回（令和5年2月28日）	・協議題（案）の決定

全体会	議事内容
第2回（令和5年3月28日）	・協議題の決定 ・起草専門委員の選任

起草専門委員会	議事内容
第1回（令和5年5月16日）	・正副委員長の選任 ・今後の進め方について
第2回（令和5年6月27日）	・社会参加に対する共通認識について
第3回（令和5年8月1日）	・社会参加の定義の確定 ・視察先に選定
視察①（令和5年8月28日）	NPO 法人高津総合型スポーツクラブ SELF
視察②（令和5年9月7日）	川崎市立平間小学校
視察③（令和5年9月17日）	川崎市幸区・横浜磯子区子ども会
視察④（令和5年9月25日）	川崎市立金程小学校
視察⑤（令和5年10月24日）	川崎市立高津高校
第4回（令和5年10月31日）	・意見具申書の構成の検討 ・協議題の副題の検討
第5回（令和5年11月28日）	・意見具申書の構成の決定 ・協議題の副題（案）の決定

全体会	議事内容
第3回（令和5年12月27日）	・これまでの議論の経過の報告 ・協議題及び意見具申書の構成の確認

起草専門委員会	議事内容
第6回（令和6年1月30日）	・意見具申書（案）の作成（執筆担当者の決定）
第7回（令和6年3月21日）	・意見具申書（案）の作成（内容確認）
第8回（令和6年4月23日）	・意見具申書（案）の作成（内容確認）

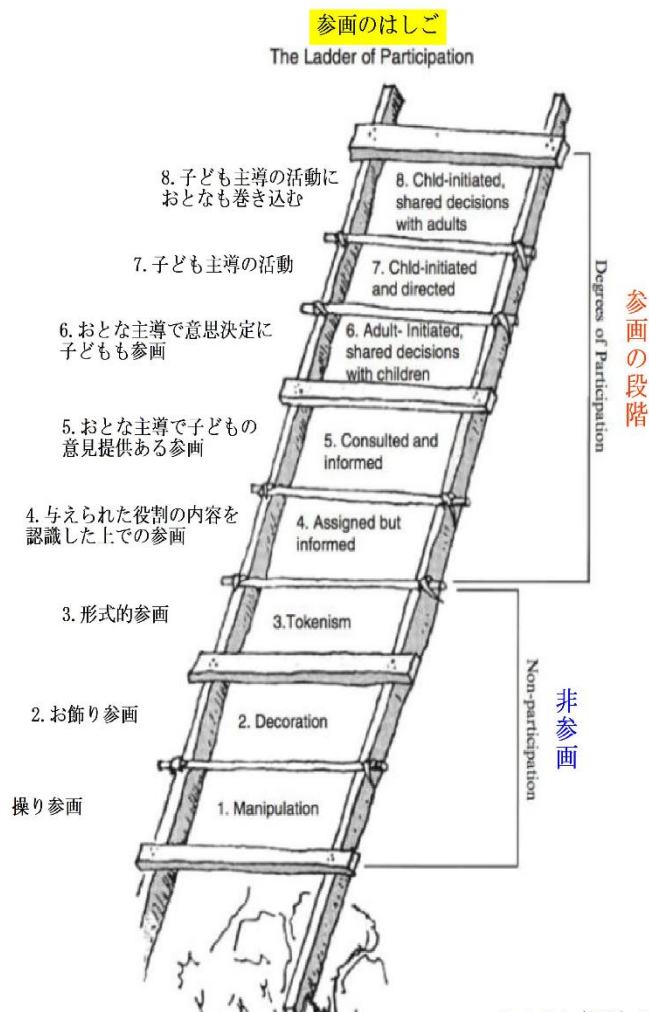
全体会	議事内容
第4回（令和6年5月31日）	・第32期意見具申書（案）の確認

第 32 期川崎市青少年問題協議会 委員名簿

区分	氏 名	所 属	選出分野	協議題・ 調査委員	起草委員	任 期
会長	柴田 彩千子	東京学芸大学准教授	学識経験			R4.9.1～ R6.8.31
副会長	工藤 亘	玉川大学教授	〃	○	○	R4.9.6～ R6.8.31
委員	平山 浩二	市議会議員	市議会			R4.9.1～ R5.5.2
〃	加藤 孝明	市議会議員	〃			R4.9.1～ R5.5.2
〃	月本 琢也	市議会議員	〃			R4.9.1～ R5.5.2
〃	林 敏夫	市議会議員	〃			R4.9.1～ R5.5.2
〃	長谷川 智一	市議会議員	〃			R5.5.22～ R6.4.1
〃	高橋 美里	市議会議員	〃			R5.5.22～ R6.8.31
〃	工藤 礼子	市議会議員	〃			R5.5.22～ R6.4.1
〃	齋藤 温	市議会議員	〃			R5.5.22～ R6.4.1
〃	小堀 祥子	市議会議員	〃			R6.4.2～ R6.8.31
〃	嶋 凌汰	市議会議員	〃			R6.4.2～ R6.8.31
〃	田倉 俊輔	市議会議員	〃			R6.4.2～ R6.8.31
〃	小田嶋 満	教育長	教育委員会			R4.9.1～ R6.8.31

区分	氏 名	所 属	選出分野	協議題・ 調査委員	起草委員	任 期
〃	田吹 一步	神奈川県警察川崎市警察部 調査官	関係行政機関			R4.9.1～ R5.3.20
〃	小山 順一	神奈川県警察川崎市警察部 調査官	〃			R5.3.20～ R6.8.31
〃	岩永 知子	横浜家庭裁判所川崎支部総 括主任家庭裁判所調査官	〃			R4.9.1～ R5.7.31
〃	吉崎 恵美	横浜家庭裁判所川崎支部総 括主任家庭裁判所調査官	〃			R5.8.1～ R6.8.31
〃	土公 千鶴	横浜保護観察所企画調整課 長	〃			R4.9.1～ R5.3.31
〃	吉原 直深	横浜保護観察所企画調整課 長	〃			R5.4.1～ R6.8.31
〃	藤田 桂子	神奈川県政策局政策部川崎 県民センター長	〃			R4.9.1～ R5.5.31
〃	采女 聖子	神奈川県政策局政策部川崎 県民センター担当課長	〃			R5.6.1～ R6.8.31
〃	山川 佳美	川崎市立小学校長会会計	〃	○	○	R4.9.1～ R6.8.31
〃	新山 英樹	川崎市立中学校長会生徒指 導部会長	〃			R4.9.1～ R6.8.31
〃	山口 尚史	川崎市立高等学校長会会長	〃			R4.9.1～ R6.3.31
〃	岩木 正志	川崎市立高等学校長会会長	〃			R6.4.1～ R6.8.31
〃	舘 勇紀	川崎市P T A連絡協議会会 長	関係団体	○	○	R4.9.1～ R6.8.31
〃	境 紳隆	川崎市青少年育成連盟理事 長	〃			R4.9.1～ R6.8.31
〃	岸 真介	川崎市青少年指導員連絡協 議会会長	〃			R4.9.1～ R6.8.31

区分	氏 名	所 属	選出分野	協議題・ 調査委員	起草委員	任 期
〃	佐藤 善樹	川崎地区少年補導員連絡協 議会副会長	〃			R4.9.1～ R5.3.31
〃	小山 宏明	川崎地区少年補導員連絡協 議会副会長	〃			R5.4.1～ R6.8.31
〃	前川 友太	川崎市子ども会連盟ジュニ アリーダー養成委員会委員	〃	○	○	R4.9.1～ R6.8.31
〃	丸山 茂人	カウンセリングルーム「ぶ どうの木」主宰	学識経験	○		R4.9.1～ R6.8.31
〃	安田 祐輔	株式会社キズキ 代表取締 役社長	〃	○		R4.9.1～ R6.8.31
〃	尹 智夏	第 14 期川崎市外国人市民 代表者会議	〃			R4.9.1～ R6.8.31
〃	香山 哲哉	神奈川県公立中学校長会元 会長	〃	○	○	R4.9.1～ R6.8.31
〃	中村 茂	市民文化局長	行政機関			R4.9.1～ R6.3.31
〃	高岸 堅司	市民文化局長	〃			R6.4.1～ R6.8.31
〃	宮脇 護	健康福祉局長	〃			R4.9.1～ R5.3.31
〃	石渡 一城	健康福祉局長	〃			R5.4.1～ R6.8.31
〃	池之上 健一	教育次長	〃			R4.9.1～ R6.8.31
〃	阿部 浩二	こども未来局長	〃			R4.9.1～ R6.3.31
〃	井上 純	こども未来局長	〃			R6.4.1～ R6.8.31



Hart, R. A. (1997). CHILDREN'S PARTICIPATIONに事務局が加筆

(参考)

ロジャー・ハートは1947年英国サセックス州に生まれる。ニューヨーク州立大学教授(発達心理学、環境心理学)。同大学人間環境センター・環境心理学大学院生教育プログラム担当。子どもの環境研究グループ主任。とくに子どもに関する発達理論の環境デザインへの適用と子どもの環境教育を専門としている。また環境教育の必要性を持続可能なコミュニティづくりから「子どもの参画」の重要性を提唱し、この研究分野の世界的な第一人者として注目されている¹。

「参画のはしご」とはロジャー・ハートが提唱した、子どもの活動の自主性や協力度をはしごに見立てて示したものである。はしごの上段にいくほど子どもの自主性が増すことを示しており、下段に比べると困難度も高くなっていくことを示している。第32期意見具申書の中では、子どもが社会参画をする際、いきなりはしごの上段から登ることは難しいため、下段からはしごを徐々に上るような枠組みを作ることが子どもの社会参加を促進すると考えている。

¹ 【子どもの参画—コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際】より引用

第 3 2 期協議題

青少年の多様な社会参加を可能にする

包括的・継続的仕掛けづくり

～家庭・学校・地域・行政からできること～

意 見 具 申 書

令和6（2024）年7月

発行者 川崎市青少年問題協議会
事務局 川崎市こども未来局青少年支援室
川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044（200）2668
FAX 044（200）3931
E-mail 45sien@city.kawasaki.jp
